

別冊資料集 消費生活条例

5. 北陸・甲信・東海

新潟県	1
富山県	20
石川県	32
福井県	42
山梨県	53
長野県	64
岐阜県	92
静岡県	108
愛知県	132
三重県	152

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

新潟県

見出し

第1編：総務
第8章：県民生活
第2節：消費生活

例規番号

昭和52年12月22日 条例第44号

制定日

昭和52年12月22日

統一条例コード

150002-22479482

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和52年12月22日

新潟県条例第44号

〔消費生活の安定及び向上に関する条例〕をここに公布する。

新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例

(平15条例10・改称)

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 危害の防止及び取引等の適正化(第6条—第13条の2)

第3章 消費者苦情の処理及び訴訟援助(第14条—第18条) 第
4章 生活関連物資の確保(第19条—第22条)
第5章 啓発活動等(第23条・第24条)
第6章 立入調査等(第25条—第27条)
第7章 知事への申出(第28条)
第8章 雜則(第29条・第30条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を促進することを目的とする。(平17条例60・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者の供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商品等を供給する事業を行うものをいう。
- (3) 商品等 商品、権利及び役務をいう。

(平17条例60・追加)

(基本理念)

第2条 前条の目的を達成するに当たつては、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼及び協調を基盤として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(平17条例60・全改)

(県の責務)

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を促進する基本的な施策を策定し、地域の社会的、経済的状況及び消費者の年齢その他の特性に配慮して実施する責務を有する。

(平17条例60・一部改正)

(市町村との連携)

第3条の2 県は、市町村の行う消費生活の安定及び向上を促進する施策の策定及びその実施について、必要な協力をを行うものとする。

2 県は、この条例に定める施策の実施について、市町村の協力を求めるものとする。

(平17条例60・追加)

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び事業者の組織する団体(以下「事業者等」という。)は、商品等の供給に当たつては、自主的に危害の防止、規格、表示及び取引の適正化等に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

(平17条例60・一部改正)

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、消費者相互の連携を図り、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。 第2章 危害の防止及び取引等の適正化

(危険商品等の供給禁止)

第6条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危険商品等」という。)を供給してはならない。

(危険商品等の調査)

第7条 知事は、消費者への危害を防止するため必要があると認めるときは、事業者の供給する商品等の安全性について、試験、検査その他必要な調査を行わなければならぬ。

2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品等の提出を求めることができる。この場合において、事業者から商品等の提出を受けたときは、その事業者に対し正当な補償を行わなければならない。

(平17条例60・一部改正)

第8条 削除

(平17条例60)

(規格、表示等の適正化)

第9条 事業者は、商品等を供給するに当たつては、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
 - (2) 消費者が合理的な選択又は適正な使用若しくは廃棄を行うことができるよう品質、機能、価格、単位価格、量目、製造年月日等を明確かつ平易に表示すること。
 - (3) 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することができないよう過大又は過剰な包装をしないこと。
- (平17条例60・一部改正)
(自主基準の設定)

第10条 事業者等は、規格、表示及び取引の適正化等に関し、事業者が自ら遵守すべき基準を定めるよう努めなければならない。

- (平15条例10・平17条例60・一部改正)
(知事の基準の設定)

第11条 知事は、特に必要があると認める商品等について、規格、表示等の適正化に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による基準を定めるときは、あらかじめ新潟県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定により基準を定めたときは、その内容を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 4 知事は、事業者が第1項の規定により定められた基準を遵守していない疑いがあると認めるときは、その規格、表示等の実態その他必要な事項について、試験、検査その他必要な調査を行うものとする。

(平17条例60・一部改正)

(試験、検査等の体制の整備)

第12条 知事は、危害の防止及び規格、表示等の適正化に関する施策の実効を確保するため、商品等に関する試験、検査等の体制の整備及び充実に努めるものとする。

(不当な取引行為の禁止等)

第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当するものを、不当な取引行為として規則で定めることができる。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、消費者の不安をあおる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、契約(契約の成立又はその内容について当事者間に争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下「撤回等」という。)を不当に妨げ、又は撤回等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(5) 事業者又はその取次店等実質的に商品等を供給する者(以下「供給業者」という。)からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、当該供給業者の不当な行為を知り、又は知り得べきであつたにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為

2 事業者は、前項に規定する不当な取引行為(以下「不当な取引行為」という。以下同じ。)を行つてはならない。

3 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その行為の実態その他必要な事項について、調査を行うものとする。

(平17条例60・全改)

(情報提供)

第13条の2 知事は、危険商品等又は不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、当該危険商品等又は不当な取引行為に係る情報を提供しなければならない。

2 知事は、前項に規定する場合において、当該危険商品等又は不当な取引行為による被害が重大であり、かつ、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、同項に規定する情報のほか当該事業者の氏名又は名称、住所その他必要な情報を提供しなければならない。

(平17条例60・追加)

第3章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(当事者間における消費者苦情の処理)

第14条 事業者等及び消費者は、商品等の取引に関して生じた消費者の苦情(以下「消費者苦情」という。)について、相互にその解決を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、消費者苦情を迅速かつ適切に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理しなければならない。

(平17条例60・一部改正)

(知事等の消費者苦情の処理)

第15条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情の解決に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、必要に応じ、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村から要請を受けたときは、必要に応じ、当該処理に必要な措置を講ずるものとする。

(平17条例60・一部改正)

(苦情処理委員会の調停)

第16条 知事は、前条の規定により消費者苦情の解決に必要な措置を講じた場合において、その解決が著しく困難であると認めるときは、新潟県消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)の調停に付することができる。

2 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聞くことができる。

(平17条例60・一部改正)

(訴訟援助)

第17条 知事は、事業者の供給する商品等により被害を受けた消費者が、当該事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停を含む。以下同じ。)を提起する場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、公共の利益のため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 委員会の調停によつても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのあるものであること。
- (3) 一件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- (4) 県内に住所を有する者が提起するものであること。

(平10条例5・一部改正)

(貸付金の返還等)

第18条 前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第4章 生活関連物資の確保

(生活関連物資の調査等)

第19条 知事は、県民の消費生活の安定に資するため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資(以下「生活関連物資」という。)の価格の動向及び需給の状況を調査し、県民に対しその情報を提供するものとする。

2 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、関係事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(平17条例60・一部改正)

(指定物資の調査等)

第20条 知事は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあり、又はその供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合において、県民の消費生活の安定のため必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定された物資(以下「指定物資」という。)について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定をしたとき又は前項の規定によりこれを解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(平17条例60・一部改正)

第21条及び第22条 削除

(平17条例60)

第5章 啓発活動等

(啓発活動及び教育の推進)

第23条 県は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようするため、事業者、消費者、市町村及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者に必要な情報を提供し、消費生活に関する教育を充実し、啓発活動を推進するとともに、消費者の自主的な組織活動の育成に努めるものとする。

(平17条例60・一部改正)

(環境への配慮)

第24条 知事は、県民の健全な消費生活を推進するため、事業者による商品等の供給及び消費生活が環境に及ぼす影響について、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者及び消費者は、その商品等の供給及び消費生活に伴う環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

(平17条例60・一部改正)

第6章 立入調査等

(平17条例60・追加)

(立入調査)

第25条 知事は、第7条第1項、第11条第4項、第13条第3項及び第20条第2項に規定する調査のため必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平17条例60・追加)

(勧告)

第26条 知事は、事業者が第6条の規定に違反して危険商品等を供給したと認めるときは、当該事業者に対し、当該危険商品等の供給の停止、回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が第11条第1項の規定により知事が定めた基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該基準の遵守その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第13条第2項の規定に違反して不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、事業者が指定物資の円滑な流通を不当に妨げていると認めるときは、当該事業者に対し、不当な事業活動の中止又は再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平17条例60・追加)

(公表)

第27条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該行為の内容その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第16条第2項に規定する場合において、事業者が正当な理由なく資料の提出に応ぜず、出席を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。

(2) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは帳簿等の調査若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 前条に規定する勧告に従わなかつたとき。

2 知事は、前項に規定する公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平17条例60・追加)

第7章 知事への申出

(平17条例60・追加)

第28条 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、第2条各号に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとることを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(平17条例60・追加)

第8章 雜則

(平17条例60・旧第6章繰下)

(関係行政機関への協力要請)

第29条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、情報の提供、調査その他の協力を求めるものとする。

(平17条例60・旧第25条繰下)
(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例60・旧第26条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(新潟県附属機関設置条例の一部改正)

2 新潟県附属機関設置条例(昭和27年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成10年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(新潟県附属機関設置条例の一部改正)

2 新潟県附属機関設置条例(昭和27年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成17年条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条、第11条第4項及び第13条の改正規定、第2章中第13条の次に1条を加える改正規定(第13条の2第2項に係る部分に限る。)、第16条第3項を削る改正規定、第20条の改正規定(同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)、第21条及び第22条の改正規定並びに第6章を第8章とし、第5章の次に2章を加える改正規定(第6章に係る部分に限る。)は、平成17年11月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

新潟市消費生活条例

自治体

新潟県 新潟市

見出し

第12類：経済
第5章：その他

例規番号

平成18年12月21日 条例第135号

制定日

平成18年12月21日

統一条例コード

151009-37751627

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○新潟市消費生活条例

平成18年12月21日条例第135号

新潟市消費生活条例

新潟市消費者保護条例（昭和54年新潟市条例第26号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 消費者の安全確保

第1節 危害の防止（第8条—第12条）

- 第2節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等（第13条—第18条）
第3章 生活必需物資に関する措置（第19条—第21条）
第4章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等（第22条—第28条）
第5章 消費者の被害の救済（第29条—第31条）
第6章 調査，勧告，公表及び弁明（第32条—第35条）
第7章 市長への申出（第36条）
第8章 雜則（第37条・第38条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費生活施策の基本理念を確立し、市及び事業者等の果たすべき責務並びに消費者等の努めを明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
 - (2) 市民の健全な生活環境が確保されること。
 - (3) 市民の安全が確保されること。
 - (4) 市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (5) 市民に必要な情報が提供されること。
 - (6) 市民に必要な学習の機会が提供されること。
 - (7) 市民の意見が反映されること。
 - (8) 市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、消費生活施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、消費生活施策を実施するに当たって、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体並びに事業者及び事業者団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）は、商品又はサービスの供給を行うときは、自主的に危害の防止、表示の適正化その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、市長が実施する消費生活施策に積極的に協力しなければならない。

(消費者等の努め)

第5条 消費者及び消費者団体（以下「消費者等」という。）は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び学習機会の提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(相互の理解等)

第6条 市、事業者等及び消費者等は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

2 市は、事業者等と消費者等との間の相互の理解及び協力が促進されるよう情報の提供、交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活推進計画の策定等)

第7条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 長期的に講すべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第1項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 消費者の安全確保

第1節 危害の防止

(危険商品等の供給の禁止)

第8条 事業者は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

(危険商品等に対する事業者の措置)

第9条 事業者は、商品又はサービスが危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその旨を発表するとともに販売停止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

(危険商品等に対する市長の措置)

第10条 市長は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて調査、検査等を行うとともに、必要に応じ危険商品等の名称その他必要な事項についての情報を消費者に提供するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する調査、検査等を実施するに当たり、必要があると認めるときは、その商品又はサービスを供給する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、その商品又はサービスが安全であることを立証すべきことを求めることができる。
- 3 市長は、その事業者が前項に規定する立証を行わない場合においてその理由がないと認めたとき、又はその事業者が行った立証によってはその商品又はサービスが安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、その調査、検査等の経過及び結果を公表することができる。

(緊急危害防止措置)

第11条 市長は、商品又はサービスの供給により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品又はサービスの名称その他必要な事項を公表しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による公表があったときは、直ちに当該商品又はサービスの製造、販売の中止、回収等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(商品又はサービスの事故についての消費者の届出)

第12条 消費者は、商品又はサービスにより事故があった場合は、規則に定めるところによりその事実を速やかに市長に届け出るものとする。

第2節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等

(不当な取引行為の禁止)

第13条 事業者は、消費者に商品を販売し、又はサービスを提供する契約（契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることを含む。）に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの及び消費者の利益を害する行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 商品又はサービスの内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。
- (2) 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。

- (3) 商品又はサービスに関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。
- (4) 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。
- (5) 商品又はサービスに関し十分な知識を有しないこと等により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。
- (6) 消費者の利益を害する内容の契約をすること。
- (7) 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不适当に遅延し、拒否し、又は強要すること。
- (8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の不履行を不适当に遅延し、若しくは拒否すること。
- (9) 消費者に、信用を供与することを業とする事業者が、消費者に信用を供与することを内容とする契約及び消費者の債務につき保証の委託を受けることを内容とする契約（以下「与信契約等」という。）の締結の勧誘、与信契約等の締結及び与信契約等に基づく債務の履行の請求につき、消費者の利益を害すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほかこれらに相当すると市長が特に認めるもの

（広告その他の表示の適正化）

第14条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されることにより消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するものとする。

2 事業者は、消費者が選択を誤ることがないよう適正に商品又はサービスの広告を行うものとする。

（内容量等の表示）

第15条 小売業を営む事業者及びサービスを供給する事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることがないようにするために、その商品又はサービスの内容量、単位価格、価格その他の必要な事項を消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。

（商品等の保証表示）

第16条 事業者は、品質、性能等を保証すべき商品又はサービスを消費者に供給するときは、規則で定めるところにより保証内容、保証期間等の明示に努めなければならない。

（包装の適正化）

第17条 事業者は、必要以上の包装を行い、又は必要以上の容器を用いる等の過大な包装によって、商品の内容を誇張し、消費者の選択を誤らせることがないよう適正な包装に努めなければならない。

(計量の適正化)

第18条 事業者は、商品を販売し、又はサービスを提供するときは、消費者の不利益とならないよう適正な計量を行うものとする。

第3章 生活必需物資に関する措置

(情報の収集等)

第19条 市長は、市民の消費生活上必要性が高い物資（以下「生活必需物資」という。）で必要と認めるものの価格又は需給に関する情報を収集し、必要に応じて消費者に提供するものとする。

2 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該生活必需物資の円滑な供給を確保するための協力を要請することができる。

(物資の指定)

第20条 市長は、生活必需物資の価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、その生活必需物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、その生活必需物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、その指定を解除するものとする。

(調査)

第21条 市長は、前条第1項の規定により指定された生活必需物資について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を速やかに調査しなければならない。

第4章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等

(消費生活審議会の意見の反映)

第22条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、基本的施策又は重要施策を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(消費者学習の支援)

第23条 市は、消費者等が消費生活において必要な知識等を修得できるよう支援するために、学校、地域、家庭、職場その他様々な場所において学習ができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第24条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(市民の意見を聴く会)

第25条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を得て開く等、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 第1項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める。

(くらしのレポーター)

第26条 市長は、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、くらしのレポーターを置く。

(情報の提供)

第27条 市長は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を提供し、知識の普及その他の啓発活動を行うものとする。

(環境の保全への配慮)

第28条 市は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者等は、その商品等の供給に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者等は、消費生活に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第5章 消費者の被害の救済

(苦情の処理)

第29条 事業者は、商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

第30条 市長は、消費者苦情の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、解決のために必要なあっせんその他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定するあっせんその他の措置によっては、その消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、新潟市消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の調停に付することができる。

3 苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(訴訟の援助)

第31条 市長は、本市に住所を有する消費者が、事業者の事業活動により被害を受けた場合において、事業者に対して訴訟を提起するとき又は事業者から訴訟を提起されたときにおいて、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者の申請によりこれらの訴訟（以下「消費者訴訟」という。）に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

- (1) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。
 - (2) 苦情処理委員会の調停によつても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。
 - (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- 2 前項の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利息とする。
 - 3 市長は、消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が、その訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたときその他市長が必要があると認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。
 - 4 前3項に定めるもののはか、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 調査、勧告、公表及び弁明

(立入調査)

第32条 市長は、第13条に違反しているとの疑いがあり調査の必要があると認めるとき及び第21条に規定する調査の必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第33条 市長は、第10条の調査、検査等の結果、商品又はサービスが危険商品等であると認めたときは、直ちにその危険商品等を供給している者に対して第9条に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が第13条の規定に違反する不当な取引行為を行つてゐると認めるときは、当該事業者に対して、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が第21条の規定による調査の結果、事業者が物資の円滑な流通を不当に妨げていると認められるときは、当該事業者に対し、不当な活動の中止又は再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第34条 市長は、事業者が正当な理由なく第30条第3項の規定による要求を拒んだ場合、又は前条の規定による勧告に正当な理由なく応じない場合は、その経過及び事実を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するため必要と認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

(弁明)

第35条 市長は、前条の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る事業者に対して、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第7章 市長への申出

(市長への申出)

第36条 市民は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める措置がとられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、規則に定めるところにより、市長に対してその旨を申し出て、必要な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例による措置を講ずるものとする。

第8章 雜則

(国、県、他の地方公共団体等との相互協力)

第37条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対して、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体等が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に新潟市消費者保護条例の規定により行われた手続、その他の行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定により行われたものとみなす。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

富山県

見出し

第7編：生活環境
第1章：県民

例規番号

昭和55年10月7日 富山県条例第40号

制定日

昭和55年10月7日

統一条例コード

160008-90374599

分類

条例

例規集更新日

令和3年6月1日

収集日

令和3年7月19日

○富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和55年10月7日

富山県条例第40号

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例を公布する。

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条の2)

第2章 消費生活の安全等

第1節 危害の防止(第7条—第8条の2)

第2節 規格、表示等の適正化(第9条—第13条)

第3節 不当な取引行為の禁止(第14条—第16条の2)

第2章の2 消費生活に関する啓発、教育等(第17条・第18条)

第3章 消費者苦情の処理等(第19条—第23条)

第4章 生活関連物資の確保(第24条—第28条)

第5章 資源及びエネルギーの有効利用(第29条)

第6章 富山県消費生活審議会及び富山県消費者苦情処理委員会(第30条・第31条)

第7章 立入調査等及び公表(第32条・第33条)

第8章 雜則(第34条—第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務、消費者の役割等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平18条例13・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「消費者」とは、商品等の供給を受けて生活する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、商品等を供給する事業を行う者をいう。

3 この条例において「商品等」とは、消費者が消費生活を営む上で通常供給を受ける商品又は役務をいう。

(平18条例13・旧第3条繰上・一部改正)

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼及び協調を基調として、消費者の基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活における安全が確保される権利
- (2) 商品等について自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (3) 商品等について公正な取引条件が確保される権利
- (4) 消費生活に関し、必要な情報及び教育の機会が提供される権利
- (5) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
- (6) 消費生活において被害を受けた場合に適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たつては、消費生活における安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応すること並びに環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平18条例13・追加)

(県の責務)

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのつとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たつては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(平18条例13・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その供給する商品等について円滑な流通及び価格の安定に努めるとともに、第3条の基本理念にかんがみ、当該商品等について次に掲げる責務を有する。

(1) 消費生活における安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に關し環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平18条例13・全改)

(事業者団体の責務)

第5条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平18条例13・追加)

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、消費生活に關して、必要な知識を修得し、必要な情報を収集し、意見を表明する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に關し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(平18条例13・一部改正)
(消費者団体の役割)

第6条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平18条例13・追加)

第2章 消費生活の安全等
第1節 危害の防止

(安全性の試験等)

第7条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等である疑いがあると認めるときは、当該商品等の安全性について、必要な試験、検査又は調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たつて、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることを立証を求めることができる。

3 知事は、消費者の生命、身体又は財産の安全を確保するため必要があると認めるときは、前2項の規定による試験、検査又は調査の経過及び結果に関する情報を県民に提供するものとする。

(平18条例13・一部改正)

(危害防止の勧告等)

第8条 知事は、事業者の供給する商品等がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の停止、回収その他の危害の発生又は拡大を防止するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(平18条例13・一部改正)

(緊急危害防止措置)

第8条の2 知事は、事業者の供給する商品等がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該危害の内容、当該商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供しなければならない。

2 知事は、前項の規定による情報の提供を行つたときは、直ちに、その旨を当該商品等を供給する事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、直ちに、当該商品等の供給の停止、回収その他の危害の発生又は拡大を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(平18条例13・追加)

第2節 規格、表示等の適正化

(平18条例13・改称)

(規格、表示等の適正化)

第9条 事業者は、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

(1) 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めること。

(2) 消費者が商品等の購入、使用又は利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質、機能、量目、事業者の氏名又は名称及び住所、製造年月日等を適正に表示すること。

(3) 消費者が商品等の購入又は利用に際しその選択を容易に行うことができるようになるため、販売価格及び単位当たりの価格又は利用料金を当該商品等又は店内その他見やすいところに表示すること。

(4) 消費者が商品等の購入又は利用に際しその選択を誤ることがないようにするため、商品等の広告に当たつては、その表現に留意し、適正な情報を提供すること。

(5) 消費者が計量につき不利益を被ることがないようにするため、商品等の適正な計量をすること。

(6) 消費者が商品等の内容を誤認し、又は消費者の経済的負担が著しく増大することができないようにするため、商品等の供給に当たつては、過大又は過剰な包装又は容器を用いないこと。

(7) 商品等の修理、交換等のアフターサービスの内容を明示すること。

(平18条例13・一部改正)

(自主基準の設定)

第10条 事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)は、前条各号に掲げる事項を推進するために必要な基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 知事は、事業者等に対し、自主基準の設定及び変更並びにその遵守について、必要な指導又は助言をすることができる。

3 事業者等は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(平18条例13・一部改正)

(県基準の設定)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、第9条各号に掲げる事項に関し事業者が遵守すべき基準(以下「県基準」という。)を定めることができる。

(1) 自主基準が設定されない場合

(2) 自主基準の内容がその設定の目的に適合しない場合

(3) 自主基準の設定に参加していない事業者が関係事業者の相当部分を占めている場合

- 2 知事は、県基準を定めようとするときは、富山県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
 - 3 知事は、県基準を定めるときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- (平18条例13・一部改正)
(県基準の遵守義務)

第12条 事業者は、県基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。
2 知事は、事業者が県基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(自動販売機等の管理)

第13条 事業者は、自動販売機その他これに類する機械(以下この条において「自動販売機等」という。)により商品等を供給するときは、自動販売機等による商品等の供給に関して生じた消費者の苦情を処理するため、管理者を置かなければならない。

2 事業者は、管理者が常駐していない場所で自動販売機等により商品等を供給するときは、管理者の氏名及び連絡方法を消費者の見やすいところに表示しなければならない。

第3節 不当な取引行為の禁止

(平18条例13・節名追加)
(不当な取引行為の禁止)

第14条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかの行為に該当するものとして規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

- (1) 消費者に対し、不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者の利益を不当に害することとなる内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者又はその関係人に対し、不当な方法を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間において争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (5) 事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費

者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を請求し、若しくは債務の履行をさせる行為

(平18条例13・全改)

(不当な取引行為に関する調査)

第15条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たつて、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平18条例13・全改)

(不当な取引行為に関する勧告等)

第16条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(平18条例13・全改)

(不当な取引行為に関する情報提供)

第16条の2 知事は、事業者が行う不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不当な取引行為の内容、当該不当な取引行為を行つた事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供しなければならない。

(平18条例13・追加)

第2章の2 消費生活に関する啓発、教育等

(平18条例13・章名追加)

(啓発活動及び教育の推進)

第17条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(平18条例13・一部改正)

(試験、検査等の施設の整備等)

第18条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品等の試験、検査等を行う施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を県民に明らかにするものとする。

第3章 消費者苦情の処理等

第19条 削除

(平18条例13)

(消費者苦情の処理等)

第20条 知事は、消費者から消費者苦情(事業者が供給する商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情をいう。以下同じ。)の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するため必要があると認めるときは、あつせんその他の必要な措置(次項において「あつせん等」という。)を講ずるものとする。

2 知事は、あつせん等を行うため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平18条例13・一部改正)

(富山県消費者苦情処理委員会の調停)

第21条 知事は、消費者苦情を解決するため必要があると認めるときは、当該消費者苦情を富山県消費者苦情処理委員会の調停に付することができる。

2 富山県消費者苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る当事者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 富山県消費者苦情処理委員会は、規則で定めるところにより、調停の経過及び結果を知事に報告しなければならない。

4 知事は、当該調停に係る消費者苦情と同一若しくは同種の消費者苦情の申出が相当数あり、又は当該申出が相当数あるおそれがあると認めるときは、前項の規定による報告の内容を県民に明らかにするものとする。

(平18条例13・一部改正)

(訴訟費用の貸付け等)

第22条 知事は、県内に住所を有する消費者が事業者を相手に訴訟を提起する場合で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、富山県消費者苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付け及び訴訟活動に必要な資料の提供を行うことができる。

(1) 当該訴訟に係る消費者苦情を解決するため行われた富山県消費者苦情処理委員会の調停が成立しなかつたこと。

(2) 当該訴訟に係る消費者の被害と同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。

(平18条例13・一部改正)

(貸付金の返還等)

第23条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、判決又は和解によつて確定した額が貸付金の額を下回つたときその他規則で定めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第4章 生活関連物資の確保

(情報の収集及び提供)

第24条 知事は、県民の消費生活と関連性が高い物資(以下この章において「生活関連物資」という。)の需給の状況及び価格の動向等について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

2 生活関連物資を供給する事業を行う者(以下「生活関連業者」という。)及び生活関連業者が組織する団体(以下この章において「生活関連業者等」という。)は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の要請)

第25条 知事は、生活関連物資の円滑な流通又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、生活関連業者等に対し、当該生活関連物資の供給又は供給のあつせんを要請するものとする。

(物資の指定)

第26条 知事は、生活関連物資の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、富山県消費生活審議会の意見を聴いて、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。前項の規定によりこれを解除したときも、同様とする。

(特別調査)

第27条 知事は、前条第1項の規定により指定した物資(次項及び次条において「指定物資」という。)について、需給の状況、価格上昇の原因等に関し必要な調査を行うとともに、その結果を県民に明らかにするものとする。

2 指定物資を取り扱う生活関連業者等は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(平18条例13・一部改正)

(売渡しの勧告等)

第28条 知事は、指定物資を供給する生活関連業者が当該指定物資を買占め若しくは売惜しみにより多量に保有し、又は著しく不当な価格で供給していると認めるときは、当該生活関連業者に対し、当該指定物資の売渡し又は価格の引下げを指導し、又は勧告することができる。

第5章 資源及びエネルギーの有効利用

(資源及びエネルギーの有効利用)

第29条 県は、健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関し、知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者及び消費者は、資源の再利用及び再生利用並びにエネルギーの適正利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行うよう努めるものとする。

(平18条例13・一部改正)

第6章 富山県消費生活審議会及び富山県消費者苦情処理委員会

(富山県消費生活審議会)

第30条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するため、富山県消費生活審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 消費者を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置く。
- 7 会長は、委員が互選する。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 10 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門調査委員を置くことができる。
- 11 専門調査委員は、知事が任命する。
- 12 専門調査委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例13・一部改正)

(富山県消費者苦情処理委員会)

第31条 消費者苦情に関する調停を行い、並びに訴訟に要する費用の貸付け及び訴訟活動に必要な資料の提供に関し必要な事項を調査審議するため、富山県消費者苦情処理委員会(以下この条において「苦情処理委員会」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前条第4項から第9項まで及び第13項の規定は、苦情処理委員会について準用する。

第7章 立入調査等及び公表

(立入調査等)

第32条 知事は、第7条第1項及び第2項、第8条、第8条の2第1項、第12条第2項、第15条から第16条の2まで並びに第28条の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは生活関連業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (平18条例13・一部改正)
(公表)

第33条 知事は、事業者又は生活関連業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者又は生活関連業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

- (1) 第8条、第12条第2項、第16条又は第28条の規定による勧告に従わなかつたとき。
 - (2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者又は生活関連業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該事業者若しくは生活関連業者又はこれらの者の代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(平7条例40・平18条例13・一部改正)

第8章 雜則

(県民の申出等)

- 第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、第3条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、必要な調査を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による調査の結果、当該申出の内容が事実であると認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

(平18条例13・追加)

(消費者団体の活動の促進)

第35条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(平18条例13・追加)

(小規模事業者に対する資金のあつせん等)

第36条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、小規模事業者に対し、資金のあつせん、技術的な助言等に努めるものとする。

(平18条例13・旧第34条繰下)

(国への要請等)

第37条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。
(平18条例13・旧第35条繰下)
(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例13・旧第36条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年1月20日から施行する。

(富山県民生活安定対策条例の廃止)

2 富山県民生活安定対策条例(昭和50年富山県条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和58年条例第50号)

この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第40号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定によりした勧告その他の行為は、この条例による改正後の富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の相当規定によりした勧告その他の行為とみなす。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例

自治体

石川県

見出し

第4編：環境保全
第6章：生活・安全
第1節：消費生活

例規番号

平成16年3月23日 条例第18号

制定日

平成16年3月23日

統一条例コード

170003-29610392

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月28日

収集日

令和3年7月19日

○石川県安全安心な消費生活社会づくり条例

平成十六年三月二十三日

条例第十八号

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例をここに公布する。

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例

石川県消費者保護条例(昭和五十年石川県条例第三十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 危害の防止(第八条・第九条)

- 第三章 不適正な取引行為の指定、禁止等(第十条・第十一條)
第四章 表示の適正化等(第十二条—第十六条)
第五章 消費者教育等(第十七条—第二十条)
第六章 消費者の意見の反映(第二十一条・第二十二条)
第七章 被害の救済(第二十三条—第二十七条)
第八章 生活関連商品(第二十八条—第三十一条)
第九章 立入調査、公表等(第三十二条—第三十四条)
第十章 石川県消費生活審議会(第三十五条)
第十一章 雜則(第三十六条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、次に掲げる消費者の権利の確立を図り、消費者が自立した主体として行動できる環境を整え、もって県民が安全に、かつ、安心して消費生活を営むことができる社会(以下「安全安心な消費生活社会」という。)の実現を目指すことを目的とする。

- 一 消費生活において安全が確保される権利
- 二 消費生活に係る取引において主体的かつ合理的な選択ができる権利
- 三 消費生活を営むために必要な情報を知ることができる権利
- 四 消費者教育を受けることができる権利
- 五 消費者の意見が適切に反映される権利
- 六 消費生活において被った不当な被害から速やかに救済される権利

(県の責務)

第二条 県は、前条の目的を実現するため、経済社会の変化に即応した施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第三条 事業者(事業者が組織する団体(以下「事業者団体」という。)を含む。以下同じ。)は、生産、製造、加工、流通、販売、提供及び購入の各段階において、消費者の権利を尊重し、法令及び条例(以下「法令等」という。)を遵守するとともに、その供給する商品若しくはサービス又は購入する物品(第十条及び第十一條においてこれらを「商品等」という。)について、自主的に、品質その他の内容の向上、危害の防止、適正で分かりやすい表示、適正な取引方法の実施、消費者からの苦情への適切な対処、法令等の遵守のために従業員等との意思の疎通を図るための体制づくり等必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に関して知り得た消費者に係る個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、前二項に規定する必要な措置に係る行動のための基準を定めるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前条第一項に規定する県の施策(以下「県の施策」という。)に協力するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、県の施策に関して、意見を表明し、又は提言を行うよう努めるものとする。
(平二五条例一四・一部改正)
(消費者の役割)

第四条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的かつ合理的に行動することにより消費者の権利の確立に努めるとともに、安全安心な消費生活社会の実現に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、県の施策に関して、意見を表明し、又は提言を行うよう努めるものとする。

(市町に対する支援)

第五条 県は、市町が地域の実情に即して実施する安全安心な消費生活社会の実現に向けた取組が効果的に行われるよう支援するものとする。

(平二五条例一四・一部改正)

(行政、事業者、消費者等の連携)

第六条 県、事業者、消費者及びその他の関係機関は、それぞれが行う安全安心な消費生活社会の実現に向けた取組が効果的に行われるよう連携及び協力に努めなければならない。

- 2 県の施策の実施に当たり必要があると認めるときは、県は、国、他の地方公共団体等の関係機関に対し、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(環境への配慮)

第七条 県は、県の施策の策定及び実施を通じて、事業者及び消費者における環境への負荷の低減に配慮した取組の促進を図るものとする。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用若しくは廃棄又はサービスの選択若しくは利用に当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

第二章 危害の防止

(危険な商品等の供給禁止)

第八条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれのある商品又はサービスを供給してはならない。

2 知事は、事業者が消費者に供給する商品又はサービスがその生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置をとる場合を除き、当該事業者に対し、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他危害防止のために必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。

(商品の提出)

第九条 知事は、前条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により事業者から商品の提出を受けたときは、その事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

第三章 不適正な取引行為の指定、禁止等

(不適正な取引行為の指定)

第十条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるものを不適正な取引行為として指定することができる。

一 消費者に対し、取引の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、又は誤認を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

三 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不當に拒否し、若しくは遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不當に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不當に拒否し、若しくは遅延させる行為

五 商品若しくはサービスを供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不當に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不當に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

(平二五条例一四・一部改正)

(不適正な取引行為の禁止等)

第十一條 事業者は、消費者との間で商品等の取引を行うに当たり、前条の規定により指定された不適正な取引行為(以下「不適正な取引行為」という。)を行ってはならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反して不適正な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するよう指導し、及び勧告することができる。

(平二五条例一四・一部改正)

第四章 表示の適正化等

(表示の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品又はサービスについて、消費者がその選択、使用若しくは利用又は廃棄を誤ることのないようにするために、品質、使用方法その他の必要な事項を適正に、かつ、分かりやすく表示するよう努めなければならない。

(県の基準等の設定)

第十三条 知事は、危害の防止、表示の適正化等を図るために必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品又はサービスについて、規格を定め、又は表示等の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により規格若しくは表示等の基準を定め、又は変更若しくは廃止をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(県の基準等の遵守)

第十四条 事業者は、商品又はサービスを供給するに当たり、前条第一項の規定により定められた規格又は表示等の基準を遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該規格又は表示等の基準を遵守すべきことを指導し、及び勧告することができる。

(自主基準等の設定)

第十五条 事業者は、危害の防止、表示の適正化等を図るため、自主的に、その供給する商品又はサービスについて、規格を定め、又は表示等の基準を定めるよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第十六条 事業者(広告代理事業及び広告媒体事業を行う者を含む。)は、商品又はサービスに関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品又はサービスを適切に選択するために必要とする情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 消費者教育等

(消費者教育等の充実等)

第十七条 県は、事業者、消費者、市町及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者が主体的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に対する消費生活、

生活設計等に関する教育及び情報提供(以下「消費者教育等」という。)の充実を図るものとする。

2 県は、消費者教育等を行うに当たり、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心身に障害がある場合はその状況等に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。

3 県は、消費者教育等を行うに当たり、国際化、情報化等の経済社会の変化に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。

(平二五条例一四・一部改正)

(消費生活推進員)

第十八条 知事は、地域における消費生活の向上等に熱意を有する者のうちから、消費生活推進員を委嘱するものとする。

2 消費生活推進員は、市町その他関係機関と連携して、地域における消費生活に関する情報の収集、住民への消費者教育等その他の活動を行うものとする。

(平二五条例一四・一部改正)

(試験、検査、調査等の実施等)

第十九条 知事は、県民の消費生活の向上等を図るため、必要と認める商品又はサービスについて、試験、検査、調査等を行い、必要に応じ、その結果を展示その他の方法により公表するものとする。

(組織的活動の促進)

第二十条 県は、消費者が消費生活の向上等を図るために行う自主的かつ組織的な活動が促進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第六章 消費者の意見の反映

(知事への申出等)

第二十一条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置がとられていないことにより、第一条各号に掲げる消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適切な措置をとるものとする。

3 知事は、第一項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、当該申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表するものとする。この場合において、知事は、個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。

(事業活動への消費者の意見の反映)

第二十二条 事業者は、その供給する商品又はサービスに関して消費者から意見等が寄せられた場合は、その内容を確認し、これを適当と認めるときは、その事業活動に反映させるよう努めなければならない。

第七章 被害の救済

(消費者苦情等の処理等)

第二十三条 知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活への被害を受けた旨の相談又は苦情(以下「消費者苦情等」という。)があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情等を解決するためのあっせんその他の措置をとるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該事業者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提示を求めることができる。

3 知事は、市町が行う消費者苦情等の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

4 知事は、市町が受け付けた消費者苦情等について、当該市町において適切に処理することが困難であるとして当該市町から要請を受けたときは、必要に応じて、当該消費者苦情等を解決するためのあっせんその他の措置をとるものとする。

(平二五条例一四・一部改正)

(石川県消費者苦情審査会)

第二十四条 県又は市町において解決が困難な消費者苦情等について、あっせん若しくは調停を行い、又は知事に助言し、その他消費者苦情等の解決に関する必要な事項について審議するため、石川県消費者苦情審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員六人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがある。

6 委員は、非常勤とする。

7 審査会は、あっせん若しくは調停又は知事への助言のために必要があると認めるときは、当事者その他関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は期間を定めて関係資料の提出を求めることができる。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二五条例一四・一部改正)

(審査会による調停等)

第二十五条 知事は、第二十三条第一項の規定による措置によっては解決が困難であると認める消費者苦情等について、審査会によるあっせん若しくは調停に付し、又は審査会に助言を求めることができる。

2 知事は、市町から、当該市町が行うあっせんその他の措置によっては解決が困難であるとして審査会のあっせん若しくは調停又は助言を求める旨の申出があった消費者

苦情等について、審査会によるあっせん若しくは調停に付し、又は審査会に助言を求めることがある。

3 知事は、前二項の規定により審査会によるあっせん若しくは調停に付し、又は審査会に助言を求めたときはその概要を、当該消費者苦情等が解決したとき、又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過及び結果を、公表することができる。この場合において、知事は、個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。

(平二五条例一四・一部改正)

(消費者苦情等の処理等の促進)

第二十六条 事業者は、消費者苦情等を適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 県は、事業者団体及び消費者団体による消費者苦情等の処理が促進されるよう必要な施策を講ずるとともに、当該消費者苦情等の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

(消費者苦情等の処理における関係機関の連携)

第二十七条 県、事業者団体、消費者団体及びその他の関係機関は、消費者苦情等の処理がより適切に行われるよう連携及び協力に努めなければならない。

第八章 生活関連商品

(事業者に対する協力要請)

第二十八条 知事は、県民の日常の消費生活と関連性の高い商品(以下「生活関連商品」という。)を取り扱う事業者に対し、県内における生活関連商品の供給及びその価格の安定を図るための協力を求めるものとする。

(情報の収集)

第二十九条 県は、生活関連商品について、その価格の動向及び需給に関する情報を収集するものとする。

(特別の調査を要する商品の指定)

第三十条 知事は、生活関連商品の価格が異常に上昇し、又はそのおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する商品として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定をし、又はその解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定生活関連商品の調査等)

第三十一条 知事は、前条第一項の規定により指定をした生活関連商品(以下「指定生活関連商品」という。)について、価格の上昇の原因、流通及び需給の状況その他の必要な事項を速やかに調査しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、指定生活関連商品の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認めるときは、当該事業者に対

し、当該指定生活関連商品の流通の円滑化又は価格の安定を図るために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第九章 立入調査、公表等

(報告徴収及び立入調査)

第三十二条 知事は、第八条第二項、第十一条第二項、第十四条第二項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、期間を定めて報告を求め、又は当該職員に、事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(意見陳述の機会の付与)

第三十三条 知事は、第八条第二項、第十一条第二項、第十四条第二項及び第三十一条第二項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。

(公表)

第三十四条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

一 第八条第二項、第十一条第二項、第十四条第二項又は第三十一条第二項の規定による勧告に従わないとき。

二 第二十四条第七項の規定による出席若しくは説明を正当な理由なく拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による関係資料の提出を正当な理由なく拒み、若しくは正当な理由なく定められた期間内にこれを提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

三 第三十二条第一項の規定による報告を拒み、若しくは正当な理由なく定められた期間内に報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、商品又はサービスの欠陥により、消費者の生命、身体若しくは財産について重大な危害が発生し、又はそのおそれがある場合において、当該危害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品又はサービスの名称、これを供給する事業者の氏名又は名称、住所その他必要な事項を公表することができる。

3 知事は、事業者の不適正な取引行為により、消費者に重大な被害が発生し、又はそのおそれがある場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不適正な取引行為の内容、当該事業者の氏名又は名称、住所その他必要な事項を公表することができる。

第十章 石川県消費生活審議会

第三十五条 県民の消費生活に関する重要な事項について調査審議するため、石川県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十条の規定により不適正な取引行為を指定しようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

二 第十三条第一項の規定により規格若しくは表示等の基準を定めようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、県の施策に関する重要事項を決定しようとするとき。

3 審議会は、第一項の調査審議を行うほか、県民の消費生活に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 消費者を代表する者

三 事業者を代表する者

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることがある。

8 委員は、非常勤とする。

9 審議会は、第一項の調査審議のために必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第十一章 雜則

(規則への委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に任命される石川県消費生活審議会の委員の定数は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、二十二人以内とする。

附 則(平成二十五年三月二十五日条例第十四号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例

自治体

福井県

見出し

第3編：県民生活
第2章：消費生活

例規番号

昭和55年3月22日 福井県条例第1号

制定日

昭和55年3月22日

統一条例コード

180009-06079186

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月31日

収集日

令和3年7月19日

○福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例

昭和五十五年三月二十二日福井県条例第一号

福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例を公布する。

福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条の二）

- 第二章 消費者の安全の確保に関する施策（第六条—第十六条）
- 第二章の二 消費者教育および啓発に関する施策（第十七条—第十七条の三）
- 第三章 生活関連物資に関する施策（第十八条—第二十四条）
- 第四章 消費者苦情の処理等に関する施策（第二十五条—第二十九条）
- 第五章 資源およびエネルギーの適正利用等を通じた環境への配慮（第三十条）
- 第六章 福井県消費生活審議会（第三十一条・第三十二条）
- 第七章 公表（第三十三条）
- 第八章 雜則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質および量ならびに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護および増進に関し、基本理念を定め、ならびに県、事業者および消費者の責務等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定および向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

（基本理念）

第二条 県民の消費生活における利益の擁護および増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進に当たつては、県、市町、事業者（消費生活の用に供する商品または役務（以下「商品等」という。）を供給する事業を行う者およびこれらの者が組織する団体をいう。以下同じ。）および消費者の相互の信頼を基調として、消費者の安全が確保され、商品等について消費者に対し必要な情報および教育の機会が提供され、商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者の意見が十分反映され、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される等消費者の権利の確立に寄与し、良好な消費生活が保たれるとともに、消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進に当たつては、環境の保全に配慮しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二一号・六五号〕

改正注記

（県の責務）

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、消費者施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、消費者施策を策定し、および実施するに当たつては、市町との適切な役割分担を踏まえつつ、市町との緊密な連携協力を図るよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例二一号・六五号〕

改正注記

(事業者の責務)

第四条 事業者は、基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全を確保すること。
 - 二 規格および表示の適正化等必要な措置を講ずること。
 - 三 消費者との取引における公正を確保するとともに、消費者との取引に際して、消費者の知識、経験および財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 五 流通の円滑化および価格の安定に努めること。
 - 六 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 七 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、常に、その供給する商品等について、品質その他の内容を向上させるとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(消費者の役割)

第五条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、および必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定および向上に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(消費者団体の役割)

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集および提供ならびに意見の表明、消費者に対する啓発および教育、消費者の被害の防止および救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定および向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

第二章 消費者の安全の確保に関する施策

一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(危害商品等の供給の禁止)

第六条 事業者は、消費者の生命、身体または財産に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある商品等（以下「危害商品等」という。）を供給してはならない。

(危害商品等の調査)

第七条 知事は、事業者の供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるとときは、当該商品等の安全性について、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出または説明を求めることができる。

(危害防止の勧告等)

第八条 知事は、事業者の供給する商品等が危害商品等であると認めるときは、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の停止、回収その他の必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、消費者に対し、危害商品等である旨の周知を図るものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置およびその結果について、報告を求めることができる。

(立入調査等)

第八条の二 知事は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、当該事業者に対し、その業務に関し報告を求め、またはその職員に当該事業者の事務所、工場、事業所、店舗もしくは倉庫に立ち入り、当該危害商品等に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査または質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査および質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(規格、表示等の適正化)

第九条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 品質の改善および消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

二 消費者が選択または使用もしくは利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、消費期限または賞味期限、事業者の氏名または名称および住所その他規則で定める事項を適正に表示すること。

三 消費者の選択を容易にするため、販売価格または利用料金および単位当たりの価格を当該商品または店内その他見やすい場所に表示すること。

四 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。

五 消費者が誤認し、またはその負担が著しく増大することがないよう過大または過剰な包装または容器を用いないこと。

六 商品等の広告に当たつて、消費者が選択を誤るおそれがないよう表現に留意し、適正な情報を提供すること。

七 修理、交換等のアフターサービスの向上を図るとともに、その内容および期間を示すること。

一部改正〔平成八年条例九号・一七年二一号〕
改正注記

(自主基準の設定)

- 第十条** 事業者は、その供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るため必要な基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。
2 知事は、事業者に対し、自主基準の設定および変更ならびにその遵守について、必要な指導および助言を行うことができる。
3 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、または廃止したときも、同様とする。

(県の基準の設定)

- 第十一条** 知事は、事業者の供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るために必要があると認めるときは、事業者が遵守すべき基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。
2 知事は、県の基準を定めようとするときは、福井県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、または廃止しようとするときも、同様とする。
3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、その旨を公示しなければならない。これを変更し、または廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

- 第十二条** 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。
2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(不当な取引行為の禁止)

- 第十三条** 知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものを、不当な取引行為として規則で定めることができる。
一 消費者に対し、不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為
二 消費者に不当な不利益を与えるおそれのある内容の契約を締結させる行為
三 消費者またはその関係人に対し、不当な手段を用いて、契約（契約の成立またはその内容について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要する行為
四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除もしくは取消しの申出または契約の無効の主張を不当に妨げて、これらによつて生じた債務の履行を不当に遅延し、または拒否する行為
2 事業者は、前項の規定により定められた不当な取引行為（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

全部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(不当な取引行為の調査)

第十四条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、当該取引行為が正当なものであるかどうかについて必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引行為が正当なものであることについて、資料の提出または説明を求めることができる。

全部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(不当な取引行為による被害防止の勧告等)

第十四条の二 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該不当な取引行為による被害を防止するため、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を行わないことその他の必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、消費者に対し、不当な取引行為である旨の周知を図るものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、当該不当な取引行為による被害が重大であり、かつ、当該被害の発生および拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、消費者に対し、同項に規定するもののほか、当該不当な取引行為を行う事業者の氏名または名称、住所または所在地その他の必要な情報を提供することができる。

3 第八条第二項の規定は、第一項の規定による勧告をした場合について準用する。

追加〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(立入調査等)

第十四条の三 知事は、前条第一項および第二項の規定の施行に必要な限度において、当該事業者に対し、その業務に関し報告を求め、またはその職員に当該事業者の事務所、店舗等に立ち入り、当該取引行為に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 第八条の二第二項および第三項の規定は、前項の規定による立入調査または質問について準用する。

追加〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(自動販売機の適正管理)

第十五条 事業者は、自動販売機（福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）第十八条第一項に規定する届出済証がちよう付されている自動販売機を除く。以下同じ。）により商品を供給するときは、当該自動販売機を常に適正に管理し、管理者が常駐していない場所に設置する自動販売機にあつては、その管理者の氏名または名称、住所および連絡方法を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

一部改正〔平成八年条例一〇号・一〇年八号〕

改正注記

(試験、検査等の施設の整備等)

第十六条 知事は、消費者の安全の確保に関する施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査等を行う施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成八年条例九号・一七年二一号〕

改正注記

第二章の二 消費者教育および啓発に関する施策

追加〔平成八年条例九号〕

改正注記

(消費者教育および啓発の推進)

第十七条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する教育および啓発に係る施策を講ずるものとする。

追加〔平成八年条例九号〕、一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

(情報提供の推進)

第十七条の二 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定および向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、県民に必要な情報を提供するものとする。

2 知事は、県民の消費生活に関する実情を公表するものとする。

追加〔平成八年条例九号〕

改正注記

(消費者団体の自主的な組織活動の促進)

第十七条の三 知事は、消費者がその消費生活の安定および向上を図るための消費者団体の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

追加〔平成八年条例九号〕、一部改正〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

第三章 生活関連物資に関する施策

(情報の収集および提供)

第十八条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需給および価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の協力要請)

第十九条 知事は、生活関連物資の円滑な供給の確保または価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

第二十条から第二十四条まで 削除

削除〔平成一七年条例二一号〕

改正注記

第四章 消費者苦情の処理等に関する施策

(事業者の消費者苦情の処理等)

第二十五条 事業者は、その供給する商品等について消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

(県の消費者苦情の処理)

第二十六条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するため必要があると認めるときは、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により調査し、または措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出または説明を求めることができる。

(福井県消費生活審議会のあつせんおよび調停)

第二十七条 知事は、前条第一項の措置によつては、当該消費者苦情を解決する見込みがないと認めるときその他必要があると認めるときは、福井県消費生活審議会のあつせんまたは調停に付することができる。

2 福井県消費生活審議会は、前項のあつせんまたは調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出または説明を求めることができる。

一部改正〔平成八年条例九号・一二年四二号〕

改正注記

(訴訟費用の貸付け)

第二十八条 知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟を行う場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当する消費者苦情に係るものであるときは、福井県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

一 福井県消費生活審議会のあつせんまたは調停によつて解決されなかつたもの

二 同一または同種の被害が多数発生し、または発生するおそれがあるもの

三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

一部改正〔平成八年条例九号・一二年四二号〕

改正注記

(貸付金の返還等)

第二十九条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部または一部の返還を猶予し、または免除することができる。

第五章 資源およびエネルギーの適正利用等を通じた環境への配慮一

一部改正〔平成八年条例九号〕

改正注記

第三十条 知事は、健全な消費生活を推進するため資源およびエネルギーの適正利用等を通じた環境への配慮に関し、知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 消費者は、消費生活を営むに当たつて、資源およびエネルギーの適正利用等を通じた環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 3 事業者は、消費生活に係る商品の生産または供給に当たつては、資源およびエネルギーの適正利用を目指した商品等環境への負荷の少ない商品の開発または販売に積極的に努めるものとする。

一部改正〔平成八年条例九号〕

改正注記

第六章 福井県消費生活審議会

一部改正〔平成一二年条例四二号〕

改正注記

(福井県消費生活審議会)

第三十一条 知事の諮問に応じ、県の基準の設定その他県民の消費生活の安定および向上に関する重要事項を調査審議し、第二十七条第一項のあつせんまたは調停を行い、ならびに第二十八条の貸付けについて審議するため福井県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成一二年条例四二号〕

改正注記

(組織等)

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、または委嘱する。
- 一 学識経験を有する者
 - 二 消費者を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
- 3 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、第二十七条第一項のあつせんまたは調停を行い、および第二十八条の貸付けについて審議するため、消費者苦情処理部会を置く。
- 5 前項に規定するもののほか、審議会に、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成一二年条例四二号〕

改正注記

第七章 公表

第三十三条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名または名称および住所その他必要な事項を公表することができる。

- 一 第七条第二項、第十四条第二項、第二十六条第二項または第二十七条第二項の規定による資料の提出もしくは説明をせず、または虚偽の資料の提出もしくは説明をしたとき。
 - 二 第八条第一項、第十二条第二項または第十四条の二第一項の規定による勧告に従わなかつたとき。
 - 三 第八条の二第一項または第十四条の三第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該事業者から意見を聴取し、および当該事業者に証拠の提出の機会を与えるなければならない。

一部改正〔平成七年条例三二号・一七年二一号〕

改正注記

第八章 雜則

(国等への要請)

第三十四条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国または関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、または協力を求めるものとする。

(委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十五年五月三十日から施行する。

附 則 (平成七年条例第三二号)

この条例は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年条例第九号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年条例第一〇号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年条例第八号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第四二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例（以下「旧条例」という。）第三十二条第一項の福井県消費者苦情処理委員会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例第三十一条の福井県消費生活審議会の委員に任命され、または委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、または委嘱されたものとみなされた者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第三十二条第三項において準用する旧条例第三十一条第四項の規定による福井県消費者苦情処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成一七年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第二十条第一項の規定により指定されている生活関連物資については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年条例第六五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

山梨県消費生活条例

自治体

山梨県

見出し

第5編：民生

第1章：社会福祉

第2節：生活保護

例規番号

平成17年12月22日 条例第112号

制定日

平成17年12月22日

統一条例コード

190004-25543556

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月1日

収集日

令和3年7月20日

○山梨県消費生活条例

平成十七年十二月二十二日

山梨県条例第百十二号

　山梨県消費生活条例をここに公布する。

山梨県消費生活条例

　山梨県消費生活の保護に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十一号)の全部を改正する。

目次

　第一章　総則(第一条—第八条の二)

- 第二章 消費者の安全の確保(第九条—第十二条)
- 第三章 表示の適正化等(第十三条—第十五条)
- 第四章 不当な取引の防止(第十六条—第十八条)
- 第五章 消費者被害の救済(第十九条—第二十五条)
- 第六章 生活関連商品の需給の安定(第二十六条・第二十七条) 第
- 七章 啓発活動及び教育の推進等(第二十八条・第二十九条) 第八
- 章 知事に対する申出(第三十条)
- 第九章 山梨県消費生活審議会(第三十一条)
- 第十章 雜則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。
- 二 事業者 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 三 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。
- 四 役務 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(基本理念)

第三条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保される権利
- 二 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 必要な情報及び教育の機会を提供される権利
- 四 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
- 五 被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う消費者の利益の擁護及び増進に関する施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第八条の二 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画(以下この条及び第三十一条第二項第一号において「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 消費者施策を推進するための方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(平二七条例四七・追加)

第二章 消費者の安全の確保

(危険商品等の供給の禁止)

第九条 事業者は、通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又は役務を供給してはならない。

2 事業者は、その供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十条 知事は、前条第一項に該当する商品又は役務か否かを判断するため必要があると認めるときは、その商品又は役務を供給する事業者に対し、期間を定めて、その商品又は役務が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

(指導及び勧告)

第十二条 知事は、事業者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

第十二条 知事は、商品又は役務が通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体について重大な危害を発生させ、又は発生させる急迫した危険がある場合において、その危害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、生命又は身体に危害を発生させ、又は発生させる危険がある内容、その商品又は役務の名称、その商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他消費者の安全を確保するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

第三章 表示の適正化等

(表示等の適正化)

第十三条 事業者は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、その提供する商品又は役務について、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- 一 消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないよう虚偽又は誇大な広告その他の表示をしないこと。
- 二 消費者が不利益を被ることがないよう適正に計量すること。
- 三 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

(県の基準設定)

第十四条 知事は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、商品又は役務の表示、計量及び規格について基準を定めることができる。

2 事業者は、商品又は役務を供給するに当たり、前項の規定による基準を遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第十五条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、同条第一項の規定による基準を遵守すべき旨を指導し、又は勧告することができる。

第四章 不当な取引の防止

(不当な取引行為の禁止)

第十六条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

- 一 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報を隠して、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、又は消費者を不安な状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 取引における信義則に背反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又はその債務の履行をさせること。

五 契約又は法令の規定に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

六 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下この号において「申込みの撤回等」という。)を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

七 商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくはその債務の履行をさせること。

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(指導及び勧告)

第十七条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、不当な取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

第十八条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、その不当な取引行為の内容、その不当な取引行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他不当な取引行為による被害を防止するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

第五章 消費者被害の救済

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十九条 知事は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第二項各号に掲げる活動を行わせるため、同条第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱するものとする。

(平二七条例四七・全改、平二九条例一五・一部改正)

(苦情等の処理)

第二十条 知事は、消費者から消費生活に関する苦情又は相談の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、助言、あっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活に関する紛争処理)

第二十一条 知事は、前条の苦情又は相談の申出があった場合において、その苦情又は相談が県民の消費生活との関連性が高い商品又は役務についての事業者との民事上の紛争に係るもので、かつ、その紛争の解決のために専門的又は技術的な判断が要求されるものであるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、規則で定めるところにより、山梨県消費生活紛争処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。 (消費生活紛争処理委員会)

第二十二条 前条のあっせん及び調停を行い、並びに事業者の提供する商品又は役務によって被害を受けた消費者がその事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下この章において「消費者訴訟」という。)の援助に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活紛争処理委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、消費生活の安定及び向上に関し専門的知識を有する者、消費者及び事業者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に会長を置く。
- 6 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(事件の周知)

第二十三条 知事は、同種の被害の防止及び救済を図るため必要があると認めるときは、委員会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を明らかにするものとする。

(訴訟に要する費用の貸付け等)

第二十四条 知事は、消費者が消費者訴訟を提起する場合において、その消費者訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものであると認めるときは、その消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

- 一 同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある商品又は役務に係るもの
- 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの
- 三 委員会において援助することが適当であると認めるもの四その他規則で定めるもの

2 知事は、消費者の被害の救済に資するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、消費者訴訟を提起する者に対し、その消費者訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(貸付金の返還及び免除等)

第二十五条 前条第一項の規定により貸し付ける資金(以下この条において「貸付金」という。)の貸付けを受けた者は、消費者訴訟が終了したときは、規則で定める日までに貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときその他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事情により貸付金を返還することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の返還を猶予することができる。

第六章 生活関連商品の需給の安定

(指定生活関連商品)

第二十六条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(以下この項において「生活関連商品」という。)について、その供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき、又はその価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、その生活関連商品を特に供給の確保又は価格の安定を図るべき商品(次条において「指定生活関連商品」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、前項の規定による指定を解除するものとする。

(勧告)

第二十七条 知事は、指定生活関連商品に係る事業者が買占め又は売惜しみによりその指定生活関連商品を多量に保有していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、その事業者に対し、その指定生活関連商品の買占め又は売惜しみの中止又は停止をすべきこと及びその指定生活関連商品の適正な価格での売渡しをすべきことを勧告することができる。

第七章 啓発活動及び教育の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第二十八条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の実施等)

第二十九条 知事は、消費者の安全の確保及び表示の適正化等に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表するものとする。

第八章 知事に対する申出

第三十条 県民は、事業者がこの条例の規定に違反していることにより、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、その内容を調査し、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

第九章 山梨県消費生活審議会

第三十一条 県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の意見を聴かなければならぬ。

- 一 消費者基本計画を策定し、又は変更しようとするとき。
- 二 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
- 三 第十六条第一項の規定による規則を定め、又は改正しようとするとき。
- 四 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

3 審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、消費生活の安定及び向上に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

5 第二十二条第四項から第九項までの規定は、審議会について準用する。

(平二七条例四七・一部改正)

第十章 雜則

(告示)

第三十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県公報に登載することにより告示しなければならない。

- 一 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止したとき。
- 二 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解除をしたとき。

(報告及び立入調査)

第三十三条 知事は、第二章から第四章まで及び第六章の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し報告させ、又はその職員をして、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所、店舗、工場、倉庫その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見陳述等の機会の付与)

第三十四条 知事は、第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告をしようとするときは、その勧告に係る事業者に対し、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提示する機会を与えるものとする。

(公表)

第三十五条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

一 第十条の規定による資料の提出の求めに応じず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告に従わないとき。

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の山梨県消費生活の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為は、この条例の相当規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為とみなす。

3 施行日前に旧条例第十四条第一項の規定に違反した者については第十四条第二項の規定に違反した者と、旧条例第十七条の三第一項の規定に違反した者については第十六条第二項の規定に違反した者とみなす。

4 施行日前に旧条例第三十二条第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項は、第二十二条第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項とみなす。

5 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員である者は、施行日に、第二十二条第三項の規定により山梨県消費生活紛争処理委員会の委員とし

て委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 施行日前においても、旧条例第三十一条第一項に規定する山梨県消費生活保護審議会に意見の聴取を行うことにより、第三十一条第二項の規定による意見の聴取が行われたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活保護審議会の委員である者は、施行日に、第三十一条第四項の規定により山梨県消費生活審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項において準用する第二十二条第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

8 施行日前に旧条例第十条第三項(旧条例第十七条の三第三項において準用する場合を含む。)又は第二十八条第一項の規定により報告をしなければならないとされる事項で、施行日前にその報告がされていないものについては、施行日以後は、これを、第三十三条第一項の規定により報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなす。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二七年条例第四七号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県消費生活条例第一章中第八条の次に一条を加える改正規定及び第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一五号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

長野県消費生活条例

自治体

長野県

見出し

第3編：社会・衛生・生活環境
第3章：生活環境

例規番号

平成20年7月10日 条例第28号

制定日

平成20年7月10日

統一条例コード

200000-71261922

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月21日

収集日

令和3年7月20日

長野県消費生活条例

平成20年7月10日条例第28号

改正 平成28年3月22日条例第13号

長野県消費生活条例をここに公布します。

長野県消費生活条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 安全の確保（第8条—第12条）

第3章 取引の適正化（第13条—第16条）

第4章 不当な取引行為の防止（第17条—第19条）

第5章 苦情の処理等（第20条—第30条）

第6章 消費生活センター（第31条—第36条）

第7章 啓発活動及び教育の推進（第37条—第39条）

第8章 生活関連物資の価格の安定等（第40条—第43条）

第9章 長野県消費生活審議会（第44条—第46条）

第10章 雜則（第47条—第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利（以下「消費者の権利」という。）を確立するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

（1）消費者の安全が確保される権利

（2）商品及び役務（以下「商品等」という。）について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

（3）消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供される権利

（4）消費者の意見が消費者施策に反映される権利

（5）消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条の消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する消費者施策について必要な協力をうものとする。

3 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、消費者施策の実施に関し、国、他の地方公共団体、事業者団体、消費者団体等に協力を求め、又はその求めに応じるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する消費者施策に協力しなければならない。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。

2 事業者は、その商品等の供給に関し環境の保全に自ら努めるとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により、自らの責任において消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第5条 事業者団体は、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

第2章 安全の確保

(事業者が講すべき措置)

第8条 事業者は、その商品等を供給するに当たっては、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあることが明らかになったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。

3 前項に規定する場合において、事業者は、速やかに、当該商品の製造、加工又は販売の停止、回収又は廃棄、当該役務の提供の中止その他必要な措置を講じなければならない。

(国等が公表した情報の提供)

第9条 知事は、国等が公表した、その欠陥、経年劣化等により消費者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等の情報を消費者に提供するよう努めなければならない。

2 知事は、前項の情報提供を行う場合には、市町村、消費者団体、事業者団体等に協力を求めることができる。

(県の調査等)

第10条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに当該商品等を調査し、及び当該商品等に関する情報を収集しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査等を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、期間を定めて、当該商品等の安全性についての裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由なく当該資料を提出しないときは、次条の規定の適用については、当該商品等は消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であるとみなす。

3 知事は、消費者の安全を確保するために必要があると認めるときは、第1項の規定による調査等の経過及び結果を、速やかに公表しなければならない。

(安全の確保に関する勧告)

第11条 知事は、前条第1項の規定による調査等の結果、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令又は他の条例の規定に基づく措置を講ずる場合を除き、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止その他の是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(緊急な危害防止措置)

第12条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令の規定に基づく措置を講ずる場合を除き、直ちに、その商品等の名称、その商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表しなければならない。

第3章 取引の適正化

(表示の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするために、次に掲げる事項を、当該商品又は店内その他見やすい場所に適正に表示するよう努めなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 商品の名称、品質、内容量、保存方法、使用方法、製造年月日、価格又は単価その他商品の選択等に当たり必要な事項

(3) 役務の内容、利用料金その他役務の選択等に当たり必要な事項

2 事業者は、その供給する商品等について虚偽又は誇大な広告その他の消費者を誤認させる表示をしてはならない。

(包装の適正化)

第14条 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認するような過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

(事業者等の自主基準)

第15条 事業者及び事業者団体は、その供給する商品等の表示又は包装の適正化に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めなければならない。

2 事業者及び事業者団体は、前項の基準を定めたときは、速やかに知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

3 知事は、第1項の基準の作成及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行わなければならない。

(県の基準)

第16条 知事は、特に必要があると認めるときは、事業者が供給する商品等の表示又は包装の適正化のために必要な基準を定めることができる。

2 知事は、前項の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

3 事業者は、第1項の基準を遵守するよう努めなければならない。

第4章 不当な取引行為の防止

(不当な取引行為の禁止)

第17条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等に関する重要な情報を提供せず、不実のことを告げ、誤解を招く情報を提供し、威迫し、しつようにつけて説得し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 取引における信義則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫する等の不当な方法を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で、これらの契約に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

(不当な取引行為に関する調査等)

第18条 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、速やかに、その取引の実態その他必要な事項について調査を行わなければならない。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、前条第1号の不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次条の規定の適用については、不当な取引行為が行われているものとみなす。

3 知事は、第1項の調査の結果、不当な取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止する必要があると認めるときは、当該調査の経過及び結果を、速やかに公表しなければならない。

（不当な取引行為に関する勧告）

第19条 知事は、前条第1項の調査の結果、不当な取引行為が行われていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引行為の中止その他の是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第5章 苦情の処理等

（事業者の苦情処理）

第20条 事業者は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情（以下単に「苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な体制の整備に努めなければならない。

（県の苦情処理）

第21条 知事は、苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行わなければならない。

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に対し必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、苦情が専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理されるようにするため、その処理に携わる人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講じなければならない。

（市町村の苦情処理に係る支援）

第22条 県は、市町村が行う苦情の処理について、必要に応じ、情報の提供、技術的援助その他の必要な支援を行うものとする。

（長野県消費者被害救済委員会）

第23条 消費者の商品等により受ける被害が多発し、若しくは多発するおそれがあり、又は消費者の利益が著しく侵害され、若しくは侵害されるおそれのある紛争について、知事の付託に応じてあっせん又は調停を行うため、長野県消費者被害救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

第24条 救済委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費生活についての紛争に關し識見を有する者
- (2) 消費者

(3) 事業者

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第27条 救済委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第28条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条 救済委員会は、必要があると認めるときは、当事者、関係人等に対して、資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。

(消費者訴訟に係る支援)

第30条 知事は、消費者の商品等により受けた被害について、消費者又は消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体が事業者に対して訴訟を提起する場合において、当該消費者又は適格消費者団体の求めがあったときは、これらの者に対し、規則で定めるところにより資料の提供その他の訴訟に必要な支援を行うことができる。

第6章 消費生活センター

追加〔平成28年条例13号〕

(設置)

第31条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の規定により、消費生活センターを設置する。

追加〔平成28年条例13号〕

(名称、位置及び担当区域)

第32条 消費生活センターの名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

追加〔平成28年条例13号〕

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第33条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くよう努めなければならない。

追加〔平成28年条例13号〕

(指定消費生活相談員の配置)

第34条 消費生活センターには、法第10条の4に規定する指定消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

追加〔平成28年条例13号〕

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第35条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例13号〕

(運営の委任)

第36条 この章に定めるもののほか、消費生活センターの運営について必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成28年条例13号〕

第7章 啓発活動及び教育の推進

一部改正〔平成28年条例13号〕

(啓発活動の推進)

第37条 県は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供その他の消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(消費者教育の充実)

第38条 県は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習できるようにするため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(環境の保全に関する啓発等)

第39条 県は、環境の保全に配慮して消費生活が営まれ、又は事業活動が行われるようにするため、環境の保全に関する啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第8章 生活関連物資の価格の安定等

一部改正〔平成28年条例13号〕

(生活関連物資の調査等)

第40条 知事は、消費生活の安定を図るため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、その価格の動向、需給の状況等に関し必要な調査を行わなければならない。

2 知事は、前項の調査の結果を公表しなければならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(生活関連物資の指定等)

第41条 知事は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、又は上昇するおそれがあり、かつ、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがある場合において、県民の消費生活の安定を確保するため特に緊急に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該生活関連物資を価格の安定及び供給の確保を図るべき物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。前項の規定によりこれを解除したときも、同様とする。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(事業者への協力要請等)

第42条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連物資（以下「特定生活関連物資」という。）について、関係のある事業者及び事業者団体に対して適正な価格若しくは条件による販売又は円滑な供給を確保するために必要な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

2 知事は、特定生活関連物資について、価格の上昇の原因、需給の状況その他必要な事項に関し調査を行わなければならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(特定生活関連物資に関する勧告)

第43条 知事は、前条第2項の調査の結果、事業者が特定生活関連物資の価格の安定又は供給の確保を不當に妨げていると認めるときは、当該事業者に対し、これらの行為の中止その他の是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第9章 長野県消費生活審議会—

部改正〔平成28年条例13号〕

(長野県消費生活審議会)

第44条 消費者施策に関する重要事項についての知事からの諮問に応じて調査審議し、並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項について意見を述べるため、長野県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第45条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 消費生活に関し識見を有する者

(2) 消費者

(3) 事業者

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第46条 第25条、第27条及び第28条の規定は、審議会について準用する。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第10章 雜則

一部改正〔平成28年条例13号〕

(消費者施策の状況等の公表)

第47条 知事は、毎年、消費者施策の状況等を公表しなければならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(知事への申出)

第48条 県民は、この条例に規定する措置が講ぜられていないことにより、消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれのあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を講ずることを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(報告及び立入調査等)

第49条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、倉庫その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

第50条 前条第1項の場合において、事業者が正当な理由なくその業務に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入若しくは帳簿等の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、第11条の規定の適用については、事業者の供給する商品等は消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある商品等とみなし、第19条の規定の適用については、事業者の消費者との間で行う商品等の取引は不当な取引行為とみなし、第43条の規定の適用については、特定生活関連物資を供給する事業者は特定生活関連物資の価格の安定若しくは供給の確保を不當に妨げている事業者とみなす。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(公表)

第51条 知事は、事業者が第11条、第19条又は第43条の規定による勧告に従わなかつたときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所、その行為の内容その他必要な事項を公表することができる。この場合においては、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成28年条例13号〕

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成28年条例13号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成28年3月22日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定（第34条に係る部分に限る。）は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（別表）（第32条関係）

名称	位置	担当区域
長野県北信消費生活センター	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 塩科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県中信消費生活センター	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 木曽郡東筑摩郡 北安曇郡
長野県南信消費生活センター	飯田市	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡
追加長野県消費生活センター	13豊田市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐 久郡 小県郡

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

長野市消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

長野県 長野市

見出し

第7類：厚生

第1章：社会福祉

例規番号

平成11年3月30日 長野市条例第18号

制定日

平成11年3月30日

統一条例コード

202011-04203661

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月25日

収集日

令和3年7月20日

○長野市消費生活の安定及び向上に関する条例

平成11年3月30日長野市条例第18号

長野市消費生活の安定及び向上に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定め、もって市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、社会的、経済的状況に応じた消費生活の安定と向上に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、消費者に供給する商品及びサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の安全と利益を確保するため、適切な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第4条 消費者は、社会的、経済的状況に応じて、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定と向上に積極的な役割を果たすものとする。

(情報の収集及び提供)

第5条 市長は、消費生活に関する情報を収集し、必要に応じて消費者に情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により情報を収集するに当たって、事業者に資料の提供等必要な協力を求めることができる。

(啓発活動の推進)

第6条 市長及び教育委員会は、消費者が商品等に関する知識を修得し、自主的かつ健全な消費生活を営むことができるよう啓発活動を推進し、及び消費生活に関する教育を充実させるものとする。

(苦情の処理)

第7条 市長は、消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情が迅速に解決されるようあっせん等に努めるものとする。

(消費者の組織の育成及び支援)

第8条 市長は、消費者が消費生活の安定と向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が行われるよう組織の育成をするとともに、必要な支援を行うものとする。

(消費生活センターの設置の告示)

第9条 市長は、消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び位置

(2) 消費生活相談（法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務をいう。）を行う日及び時間

(消費生活センターに関する措置)

第10条 市長は、消費生活センターに関する次に掲げる事項を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）である消費生活相談員を置くこと。

- (2) 消費生活相談員の選考に当たっては、任期ごとに客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に配慮した適切な人材を確保すること。
- (3) 法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (4) 法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理を行うこと。

(消費生活協議会)

第11条 市長の諮問に応じ、消費生活の安定と向上及び商品等の安全確保に関する基本的事項について調査し、審議し、又は協議するため、長野市消費生活協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第12条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(長野市市民生活緊急安定条例の廃止)

2 長野市市民生活緊急安定条例（昭和49年長野市条例第36号）は、廃止する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成13年6月29日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

松本市消費者保護条例

自治体

長野県 松本市

見出し

第9編：民生

第3章：消費者保護

例規番号

平成3年9月30日 条例第41号

制定日

平成3年9月30日

統一条例コード

202029-58243437

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月18日

○松本市消費者保護条例

平成3年9月30日

条例第41号

松本市消費者保護条例(昭和49年条例第92号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止(第6条—第10条)

第2節 取引、表示及び計量等の適正化(第11条—第15条)

第3節 苦情の処理及び被害の防止(第16条・第17条)

第3章 物価の安定(第18条—第21条)
第4章 資源、エネルギーの保護(第22条—第24条)
第5章 消費者保護の総合的推進
第1節 行政体制と消費者組織の強化(第25条—第29条)
第2節 市民意見の反映(第30条・第31条)
第6章 雜則(第32条・第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日常生活における消費者の利益の擁護及び増進を図り、消費者の権利を確立するため、市長及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、その施策の総合的推進を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、消費者がもつべき次の各号に掲げる権利を基本として推進されなければならない。

- (1) 安全である権利 消費者が生命、身体又は財産に対し危害を及ぼす、若しくは及ぼすおそれのある商品及び役務から保護される権利
- (2) 知らされる権利 消費者が詐欺的な又は不当な取引方法から保護され、かつ、賢明な選択ができるよう必要な事実を知らされる権利
- (3) 選ぶ権利 消費者が常に商品及び役務(以下「商品等」という。)等を適正な価格で自由に選択できるよう保証される権利
- (4) 意見が反映される権利 消費者の意見があらゆる面で十分反映されるとともに、苦情の処理及び被害の救済が正当かつ迅速に行われることが保証される権利
- (5) 自主的な行動の権利 消費者が常に自主的な組織で消費者活動を積極的に行えるよう保証される権利

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び関係業界等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、消費者に提供する商品等について、危害の防止並びに価格、計量等の適正化及び安定供給に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、常に品質その他の内容の向上に努めなければならない。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、自らの権利を生かし、進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するとともに、相互に連携して消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の提供の禁止)

第6条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼす、若しくは及ぼすおそれのある商品等又は消費者に著しく不利益を及ぼす商品等(以下「欠陥商品等」という。)を提供してはならない。

2 事業者は、その商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその事実を発表するとともに、安全確保のため必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定に違反した事業者に対して、安全を確保するため必要な措置を講ずるよう指導し、その指導に従わないときは勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与え、その内容について必要な事項を公表することができる。

(情報の収集及び提供)

第8条 事業者は、市長が消費者の安全を確保するため、必要な情報を収集しようとすることは協力しなければならない。

(安全性の確認等)

第9条 市長は、社会的に安全性が確認されていない商品等について必要があると認めるときは、情報を収集し、その情報を消費者に提供するとともに、国、県及び関係業界等に対し、その商品等の製造、輸入、使用等について適切な措置をとるよう要請することができる。

(安全商品等の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は生活環境を守るため、社会的に安全性が確認されている商品等(以下「安全商品等」という。)の提供に努めなければならない。

2 市長は、市民生活の安定と生活環境を守るため、必要があると認める安全商品等について、その安全商品等の提供を事業者に要請するものとし、事業者は、市長が求める安全商品等の提供に協力しなければならない。

第2節 取引、表示及び計量等の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第11条 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、消費者に誤解を生じさせるおそれのある説明、表示、広告若しくは宣伝をし、又は消費者の知識、経験等の不足に乗じて消費を過度に刺激する不当な取引行為を行ってはならない。

2 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、消費者の自由に選ぶ権利を不当に妨げる取引行為を行ってはならない。

3 事業者は、消費者との取引において、正当な契約及び契約の解除権等の行使を不当に妨げる取引行為を行ってはならない。

(商品等の表示)

第12条 事業者は、法令に定めがあるもののほか、消費者が商品等の購入又は利用をするに際し、選択を誤ることのないよう必要な事項をわかりやすく説明し、又は表示しなければならない。

(価格表示及び単位価格表示)

第13条 事業者は、消費者が商品等の購入又は利用に際し、選択を誤ることのないようその商品等の提供単位、単位価格及び販売価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならない。

(計量の適正化)

第14条 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、適正な計量を行わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に違反し、不適正な計量を行っている疑いがあると認めるとときは、立入り調査することができる。

3 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第15条 市長は、第11条から前条までの規定に違反し、商品等を提供している事業者に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずるよう指導し、その指導に従わないときは勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与え、その内容等について必要な事項を公表することができる。

第3節 苦情の処理及び被害の防止

(苦情の処理)

第16条 事業者は、消費者と事業者の間の取引に関して生じた苦情について、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情が解決しないときは、そのあっせん調停等に努めるとともに、必要に応じてその結果を公表することができる。

(被害の防止)

第17条 市長は、消費者の苦情の発生原因が商品等の内容又は取引方法にあると認めた場合において、特に必要があると認めるときは、国、県及び関係業界等に対して、その発生原因の改善について適切な措置をとるよう要請するものとする。

2 市長は、前項の規定による消費者の苦情の発生原因が速やかに処理されず、その被害が広範かつ不特定多数の消費者に及ぶおそれがあると認めたときは、速やかにその内容を周知し、消費者被害を未然に防止するよう努めるものとする。

第3章 物価の安定

(流通の円滑化等)

第18条 事業者は、消費者の日常生活に欠かすことのできない物資(以下「生活必需物資」という。)について、流通の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

2 市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保し、価格の安定を図るため、必要とする施策の推進に努めなければならない。

(生活必需物資の確保)

第19条 市長は、生活必需物資が不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがある場合は、当該生活必需物資の供給及び価格の安定について、国、県及び関係業界等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 事業者は、市長から前項の要請を受けた場合、当該生活必需物資の供給確保と価格の適正化に努めなければならない。

(物価等の監視)

第20条 市長は、生活必需物資の価格及び需給の動向等に関する実態を把握するため、価格調査及び情報の収集(以下「物価調査等」という。)を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により市長が物価調査等を行おうとするときは、市長の求める必要な資料の提供に協力しなければならない。

(不当な事業行為の禁止)

第21条 事業者は、前条の規定により市長が行おうとする物価調査等において、不当に事実と異なる資料の提供を行ってはならない。

第4章 資源、エネルギーの保護

(省資源及び省エネルギー化)

第22条 事業者は、資源及びエネルギーを保護し、有効に活用するため、包装の簡素化、過剰な広告宣伝等の自粛及び電力、冷暖房の節約等(以下「省資源及び省エネルギー化」という。)に努めなければならない。

2 消費者は、事業者が行おうとする省資源及び省エネルギー化について積極的に協力するとともに、日常生活において自ら資源、エネルギーの保護に努めるものとする。

(資源の有効利用)

第23条 市長及び事業者は、消費者が資源保護の立場から社会的に再利用及び再資源化が可能な資源物の回収及び再生等(以下「資源リサイクル等」という。)を行おうとするときは、必要に応じて協力しなければならない。

(省資源、省エネルギー対策)

第24条 市長は、資源及びエネルギーの保護の立場から、国、県及び関係機関等と協力して省資源、省エネルギー運動を推進するとともに、必要な対策を講じるものとする。

2 事業者及び消費者は、市長が行おうとする省資源、省エネルギー対策の円滑な推進について協力しなければならない。

第5章 消費者保護の総合的推進

第1節 行政体制と消費者組織の強化

(行政体制の強化)

第25条 市長は、消費者保護行政の推進及びその実効を確保するため、必要に応じて附属機関及び諸制度の設置など行政体制の強化を図るものとする。

(消費者被害防止の強化)

第26条 市長は、訪問販売等による消費者の被害を未然に防止するため、情報の収集及び提供等について、必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、前項の消費者被害防止を円滑かつ効果的に推進するため、消費者及び消費者団体又は関係機関等で構成する訪問販売等被害防止緊急連絡網を設置することができる。

(啓発活動及び教育の推進)

第27条 市長は、消費者が自主性をもって健全な日常生活を営むことができるよう消費生活に関する知識の普及に努めるとともに、消費者教育を推進するための必要な施策を講じなければならない。

(消費者組織の育成)

第28条 消費者は、健全で合理的な生活環境を営むため、消費者相互の連携を密にし、組織化に努めるものとする。

2 市長は、消費者の健全かつ自主的な組織化及び活動が促進されるよう必要な施策を構するものとする。

(助成措置)

第29条 市長は、消費者保護に関する施策を達成するため必要があると認めるときは、助成措置を講ずることができるものとする。

第2節 市民意見の反映

(市民参加)

第30条 市長は、消費者保護行政の推進に当たっては、広く消費者としての市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

(消費者問題協議会)

第31条 消費者保護行政の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として松本市消費者問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、消費者の保護及び物価の安定等、消費者保護行政に関する施策について調査審議するとともに、その施策の推進について意見を述べるものとする。

3 協議会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 消費者

(2) 事業者

(3) 知識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

第6章 雜則

(他の地方公共団体との協力)

第32条 市長は、事業者が 第6条、 第11条から 第14条まで、若しくは 第21条の規定に違反する事業行為又は市長の定めた基準又は事項に従わない事業行為(以下「不適正な事業行為」という。)を行っていると認められる場合で、当該事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、当該区域を所管する地方公共団体の長に対し、必要に応じてその状況を通知し、是正の協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長から、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為等の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、その要請に応ずるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成8年6月27日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、この条例による改正後の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

2 この条例による改正前の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成27年5月1日以後の日まである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新条例の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

駒ヶ根市消費者保護条例

自治体

長野県 駒ヶ根市

見出し

第8編：厚生

第5章：消費者保護

例規番号

昭和50年3月28日 条例第3号

制定日

昭和50年3月28日

統一条例コード

202100-70524746

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月26日

収集日

令和3年7月20日

○駒ヶ根市消費者保護条例

昭和50年3月28日条例第3号

駒ヶ根市消費者保護条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護に関し、市、事業者の責務及び消費者の果たすべき役割を明らかにし、消費者の暮らしを守るための施策の基本となる必要な事項を定め、その施策の総合的推進によって市民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、消費者の利益保護に関する計画を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、市民の消費生活に提供する商品及び役務について、常に危害の防止、価格、計量、表示等の適正化と安定的供給に努めるとともに、市が実施する消費者保護に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第4条 消費者は、自らの権利を生かし、利益の増進を図るため、進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、自主的かつ合理的に行動し、消費生活の安定向上に積極的な役割を果たすものとする。

(情報の収集及び公開)

第5条 市長は、市民の協力を得て、生活必需物資等の価格及び需給の状況等消費生活に関する情報を収集するとともに、必要により調査を行い、その結果を市民に明らかにするよう努めなければならない。

2 前項の調査等を行うため、消費生活物価モニターを置くことができる。

(実態調査)

第6条 市長は、事業者が生活必需物資等の価格、需給の状況等について、不適正な行為を行っているおそれがあるときは、直ちにその実態を調査しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査のため必要があるときは、関係事業者に対し関係資料の提出等の協力を求めることができる。

(不適正な行為の是正)

第7条 市長は、前条に規定する調査の結果、不適正な行為があると認められるときは、その是正について事業者に対して勧告することができる。

(関係行政機関への要請及び公表)

第8条 市長は、関係事業者が正当な理由がないにもかかわらず第6条第2項の規定による調査に協力しないとき、及び前条の規定による勧告に従わないときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるよう要請するとともに、必要によりその状況を公表するものとする。

(啓発活動)

第9条 市長は、消費者が自主性をもって、健全な日常生活を営むことができるよう消費生活に関する知識の普及、啓発に努めなければならない。

(組織の育成)

第10条 市長は、消費者の自主的な組織化及び行動が確保されるよう必要な環境条件の整備に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 市長は、市民から事業者との間に生じた商品及び役務についての苦情相談を受けたときは、適切かつ迅速に苦情処理に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和**50**年4月1日から施行する。

附 則 (昭和**52**年条例第**43**号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例に相当する従前の条例等によって、委嘱又は任命されている附属機関の委員の任期は、当該任期に限り、なお従前の例による。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

飯田市民の消費生活を守る条例

自治体

長野県 飯田市

見出し

第8類：福祉・厚生
第1章：社会福祉
通則

例規番号

昭和49年12月25日 条例第71号

制定日

昭和49年12月25日

統一条例コード

202053-45613589

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月20日

○飯田市民の消費生活を守る条例

昭和49年12月25日

条例第71号

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護と増進を図るため、市長、事業者及び消費者の果すべき責務を明らかにし、消費者の暮らしを守るための施策の基本となる事項を定め、その施策の総合的推進を図りもつて市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、消費者の権利保護に関する基本的な計画を策定しこれを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、市民の消費生活に提供する商品及び役務について、常に万全な措置を講ずると共に市長が実施する消費者の権利保護に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の責務)

第4条 消費者は、消費者の権利を生かし利益の増進を図るため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動し、消費生活の安定向上に努めなければならない。

(情報の収集及び公開)

第5条 市長は、市民の協力を得て生活必需物資の価格、需給の状況等消費生活に関する情報を収集するとともに、必要により調査を行ないその結果を市民に明らかにするよう努めなければならない。

(実態調査)

第6条 市長は、事業者が生活必需物資の価格、需給の状況等について、不適正な事業行為を行つておそれがあると認められるとき、若しくは商品及び役務について適正な措置を講じていないおそれがあると認められるときは、直ちにその実態を調査しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査のため、必要に応じ関係事業者に対し関係資料の提出等の協力を求めることができる。

(事業者の協力)

第7条 市長は、前条に規定する調査の結果不適正な事業行為があると認められるときは、その是正について事業者に協力を求めなければならない。

2 事業者は、市長より前項の協力要請を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(要請及び公表)

第8条 市長は、関係事業者が正当な理由がないにもかかわらず前2条の規定による調査及び是正について協力を拒んだときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請するとともに必要によりその状況を明らかにするものとする。

(市民組織の育成)

第9条 市長は、消費者の健全かつ自主的消費生活の安定及び向上を図るための組織を育成し、その運動の強化に努めなければならない。

(苦情処理)

第10条 市長は、消費者から事業者との間で生じた商品及び役務についての苦情相談を受けた時は、適正かつ迅速に苦情処理に努めなければならない。

(消費者問題協議会)

第11条 市長は、消費者行政の円滑なる運営を図るため、消費者問題協議会を置くことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月30日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月22日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

岐阜県消費生活条例

自治体

岐阜県

見出し

第5編：民生

第3章：消費生活

第1節：消費生活

例規番号

昭和50年7月23日 条例第29号

制定日

昭和50年7月23日

統一条例コード

210005-66554257

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月22日

○岐阜県消費生活条例

昭和五十年七月二十三日条例第二十九号

岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例をここに公布する。

岐阜県消費生活条例

題名改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 消費者の安全確保等（第九条—第二十一条） 第
- 三章 消費者の啓発等（第二十二条・第二十三条） 第四
- 章 環境保全への配慮（第二十四条）
- 第五章 生活関連物資の価格安定等（第二十五条—第二十九条）
- 第六章 消費生活安定審議会（第三十条—第三十六条）
- 第七章 消費者施策推進指針（第三十七条）
- 第八章 雜則（第三十八条—第四十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を促進することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例二号・一八年五六号〕

改正注記

（基本理念）

第二条 県民の消費生活の安定及び向上の促進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保される権利
- 二商品及びサービスについて消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 消費生活を営む上で必要な情報が提供される権利
- 四 消費生活を営む上で必要な教育の機会が提供される権利
- 五 消費者の意見が県の消費者政策に反映される権利
- 六 消費者に生じた被害から適切かつ迅速に救済される権利
- 七 商品及びサービスの取引において、不当な取引方法を強制されない権利

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

（県の責務）

第三条 県は、基本理念にのつとり、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策を推進する責務を有する。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村が行うその区域における住民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕、一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのつとり、その供給する商品及び提供するサービスについて、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際し、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県及び市町村が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び提供するサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(事業者団体の責務)

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めなければならない。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的な行動をするように努めることによって消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動等を健全かつ自主的に行うよう努めることにより、消費生活の安定及び向上のために必要な役割を果たすものとする。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第二章 消費者の安全確保等

全部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(危害の防止)

第九条 事業者は、供給する商品又は提供するサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判明したときは、直ちに、回収、供給又は提供の中止その他危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(勧告)

第十条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれがある商品を供給し、又はサービスを提供していると認めるときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(商品又はサービスの内容の表示)

第十一條 事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し又は利用できるよう品名、価格、品質（原材料を含む。）、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(包装の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品について消費者が内容を誤認することのないよう包装の適正化に努めなければならない。

2 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないよう包装の安全性の確保に努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(基準の設定)

第十三条 知事は、危害の防止、取引の安全その他消費者の利益の擁護及び増進を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品又は提供するサービスの内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定める場合には、あらかじめ、岐阜県消費生活安定審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により基準を定めた場合には、告示しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(基準の遵守)

第十四条 事業者は、消費者に商品を供給し、又はサービスを提供する場合においては、前条第一項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該基準を遵守するよう勧告することができる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(事業者の苦情の処理)

第十五条 事業者は、商品の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(不当な取引方法の禁止)

第十六条 事業者は、消費者との間で行う商品の供給又はサービスの提供に係る取引に關し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じ、消費者にその商品又はサービスの選択を誤らせるような取引方法その他の不当な取引方法で規則で定めるものを用いてはならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法を改善するよう勧告することができる。

追加〔平成一〇年条例七号〕、一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(県の苦情等の処理)

第十七条 知事は、県民の消費生活に関する苦情又は相談を適切かつ迅速に処理するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第十八条 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターのほか、必要と認める機関に消費生活相談員を置くものとする。

2 知事は、必要と認める機関に特別苦情処理員を置くものとする。

3 第一項の規定により置かれる消費生活相談員は、県民の消費生活に関する相談及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事務を行うものとする。

4 第二項の規定により置かれる特別苦情処理員は、県民の消費生活に関する苦情でその処理が困難と認められるものについて、事業者との交渉の仲介、あつせん等により事案の解決を図るものとする。

5 知事は、事業者が行う商品の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情（以下「消費者の苦情」という。）について、前項に定める事業者との交渉の仲介、あ

つせん等の方法によつては解決が困難であると認める場合において、当事者から申出があつたときは、岐阜県苦情処理委員会の調停に付するものとする。

一部改正〔平成七年条例七号・一八年五六号・二八年一六号〕

改正注記

(苦情処理委員会)

第十九条 消費者の苦情について、適切かつ迅速な解決を図るため、岐阜県苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一前条第五項の規定により調停に付された消費者の苦情について調停を行うこと。

二前号に掲げるもののほか、消費者の苦情の処理に關し必要な事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員十人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成七年条例七号〕、一部改正〔平成一八年条例五六号・二八年一六号〕

改正注記

(消費者訴訟の援助)

第二十条 知事は、消費者の苦情に關して消費者が訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次に掲げる要件を満たすときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

一 県内に住所を有する者が提起するものであること。

二 同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者の苦情に係るものであること。

三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の消費者の苦情に係るものであること。

四 委員会の調停に付された消費者の苦情に係るものであること。五

委員会において援助を適當と認めたものであること。

追加〔平成一〇年条例七号〕、一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(貸付金)

第二十一条 前条の規定による貸付金（以下単に「貸付金」という。）は、無利子とする。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金に係る訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付金を返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、貸付金の貸付けを受けた者が、訴訟の結果、当該貸付金の額以上の金銭を得ることができなかつたときその他貸付金を返還させ

ることが適当でないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

追加〔平成一〇年条例七号〕、一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第三章 消費者の啓発等

(啓発及び教育の推進)

第二十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及びサービスに関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(消費者団体の指導等)

第二十三条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るために、健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。

2 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第四章 環境保全への配慮

全部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第二十四条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策の推進に当たつては、環境の保全に配慮するものとする。

2 事業者は、その供給する商品及び提供するサービスに関して、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、その消費生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めるとともに、環境への負荷（岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。）の低減に努めるものとする。

全部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第五章 生活関連物資の価格安定等

(調査及び情報提供)

第二十五条 知事は、県民の消費生活に関連性の高い商品（以下「生活関連物資」という。）のうち重要と認める商品を選定して、その価格及び需給の動向を調査するとともに、その結果を消費者その他関係者に提供するものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(特定必需物資の指定)

第二十六条 知事は、生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特定必需物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により特定必需物資を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを解除するときも、同様とする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(不当な事業活動の是正勧告)

第二十七条 知事は、事業者が特定必需物資の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為（以下「不当な事業活動」という。）を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、不当な事業活動を是正するよう勧告することができる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(立入調査等)

第二十八条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、事業者（事業者団体を含む。以下同じ。）に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該事業者の協力を得て、職員に、これらの者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(価格調査員及び専門価格調査員)

第二十九条 知事は、第二十五条の規定による調査を行わせるために価格調査員を、前条第一項の規定による立入調査等を行わせるために専門価格調査員を置くものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第六章 消費生活安定審議会

(設置)

第三十条 県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要な事項を調査審議させるため、岐阜県消費生活安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(所掌事務)

第三十一条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(組織)

第三十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 事業者を代表する者
- 三 消費者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることがある。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(会長)

第三十三条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(会議)

第三十四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(部会)

第三十五条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第七章 消費者施策推進指針

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第三十七条 知事は、消費者政策の推進を図るため、総合的な消費者施策の方向性を示す指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進指針を策定するに当たつては、県民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進指針を策定するに当たつては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

第八章 雜則

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

（知事に対する申出）

第三十八条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動が行われること又はこの条例に規定する措置がとられないことにより、第二条各号に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適当な措置をとるものとする。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

（国の行政機関の長等との協力）

第三十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進について、国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

（立入調査等）

第四十条 知事は、第十条、第十四条第二項及び第十六条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該事業者の協力を得て、職員に、これらの者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項の規定は、前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合に準用する。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(公表)

第四十一条 知事は、第十条、第十四条第二項、第十六条第二項及び第二十七条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき、又は第二十八条第一項及び前条第一項の規定による立入調査等を正当な理由なく拒んだときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

追加〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(試験、検査、調査等の実施等)

第四十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及びサービスの試験、検査、調査等を行うとともに、必要に応じて、その結果を展示その他の方法により周知させるよう努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(市町村への援助)

第四十三条 知事は、市町村が行う消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進に関し、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の援助に努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

(規則への委任)

第四十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例五六号〕

改正注記

附 則

この条例は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二十三日条例第七号)

この条例は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十四日条例第七号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年十二月十四日条例第五十六号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第十六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

高山市消費生活保護条例

自治体

岐阜県 高山市

見出し

高山市例規集
第7類：民生

第7章：環境保全

例規番号

昭和50年1月10日 条例第25号

制定日

昭和50年1月10日

統一条例コード

212032-19985818

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月31日

収集日

令和3年7月19日

○高山市消費生活保護条例

昭和50年1月10日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市、事業者及び消費者の果たすべき努めを明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、消費者の保護に関する計画を策定し、かつ、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 本市で事業活動を行う者(以下「事業者」という。)は、市民の日常生活に必要な物資(以下「生活必需物資」という。)の価格及び需給の安定を図るように努めなければならない。

2 事業者は、常にその供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示、包装の適正化の実施並びに消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

3 事業者は、市が講ずる生活必需物資の価格及び需給の調整等に関する施策並びに消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の責務)

第4条 消費者は、消費者の権利を生かし、利益を図るために、自らすすんで消費生活に関する必要な知識を修得し、積極的に意見を述べるとともに、消費者相互の連携を図り、自主的かつ合理的に行動するように努め、消費生活の安定及び向上に努めなければならない。

(生活必需物資の確保)

第5条 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の安定供給を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保するため、流通機構の整備に努めるものとする。

3 市長は、第1項の事態に対処するため、必要があると認めるときは、当該生活必需物資を取り扱う事業者に対し売渡しその他の必要な措置を要請することができる。

4 事業者は、前項の要請があつたときは、これに応じなければならない。

(情報の収集及び公開)

第6条 市長は、常に生活必需物資の価格及び需給に関する情報並びに商品及び役務に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市長は、前項の情報収集の結果に基づき市民の生活に必要な情報の提供に努めなければならない。

(組織の育成)

第7条 市長は、消費者の健全かつ自主的な市民生活の安定及び向上を確保するための組織の育成強化に努めなければならない。

(消費生活の啓発)

第8条 市長は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようするため、価格、需給、商品、役務及び生活設計に関する知識の普及等消費生活に関する啓発に努めるものとする。

(苦情の処理あつせん等)

第9条 市長は、生活必需物資の価格及び需給に係る苦情並びに事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情のあつせん等を行うものとする。

(消費生活センター)

第10条 市長は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条第2項に規定する機関として、消費生活センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高山市消費生活センター

位置 高山市花岡町2丁目18番地

(平27条例33・追加)

(名称及び位置等の公示)

第11条 市長は、センターを設置したときは、遅延なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(平27条例33・追加)

(センター長及び職員)

第12条 センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(平27条例33・追加)

(消費生活相談員)

第13条 センターには、法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行うため、消費生活相談員を置くものとする。

(平27条例33・追加)

(消費生活相談等に従事する職員に対する研修)

第14条 センターは、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(平27条例33・追加)

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第15条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(平27条例33・追加)

(実態調査)

第16条第10条 市長は、事業者が生活必需物資について、不適正な事業行為を行つてゐるおそれがあると認められるとき又は商品及び役務について適正な措置を講じていな
いおそれがあると認められるときは、直ちにその実態を調査しなければならない。
(平27条例33・旧第10条繰下)

(商品検査)

第17条第11条 市長は、前条の規定による商品及び役務に係る調査、又は第9条の規定による苦情処理のあつせん等に当つて必要があるときは、当該調査又は苦情に係る商品の検査を行うことができる。

(平27条例33・旧第11条繰下)

(立入調査)

第18条第12条 市長は、第16条の規定による調査のため必要と認めるときは、当該事業者に対し関係資料の提出を求め、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所その他の事業所(以下「事業所等」という。)に立ち入つて調査させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平27条例33・旧第12条繰下・一部改正)

(書面による協力依頼等)

第19条第13条 市長は、前条の規定により、協力を求められた事業者がその協力を拒んだときは、当該事業者に対し資料の提出又は立入調査を必要とする理由を付して書面により再度資料の提出を求め、又は立入調査について協力を求めなければならぬ。

(平27条例33・旧第13条繰下)

(勧告及び措置の要請等)

第20条第14条 市長は、生活必需物資について、不適当な事業行為を行つた事業者があると認めるときは、当該事業者と協議し、若しくは当該事業者にその行為を是正するよう指導し、又は関係行政機関に対し必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 市長は、前条の規定により、指導を行つた場合において、当該指導を受けた事業者がその指導に従わないときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 前項の規定により、勧告を行う場合においては、市長は、第23条に定める高山市消費生活安定対策協議会の意見を聞かなければならない。

(平27条例33・旧第14条繰下・一部改正)

(公表)

第21条第15条 市長は、第19条の規定による再度の資料の提出又は立入調査の協力にもなお応じない事業者があるときは、当該応じない旨の内容等を明らかにすることができる。

(平27条例33・旧第15条繰下・一部改正)
(他の地方公共団体への協力要請)

第22条第16条 市長は、生活必需物資について、不適当な事業行為を行つていると認められる事業者、若しくは商品及び役務について、適正な措置を講じていないと認められる事業者の事業所等の所在地が本市以外の地域にあるとき、又は当該事業者の事業所等を統轄する事業所等の所在地が本市以外の地域にあるときは、当該地域を所管する地方公共団体の長に対しその状況を通知し、当該事業行為等の是正につき、その協力を要請することができる。

(平27条例33・旧第16条繰下)
(協議会)

第23条第17条 市民の消費生活の安定及び向上に関する事項を協議するため、高山市消費生活安定対策協議会を設置する。

(平27条例33・旧第17条繰下)
(委任)

第24条第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例33・旧第18条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第33号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

静岡県消費生活条例

自治体

静岡県

見出し

第9編：生活・文化
第1節：消費者保護

例規番号

平成11年3月19日 条例第35号

制定日

平成11年3月19日

統一条例コード

220001-48738493

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月31日

収集日

令和3年7月18日

○静岡県消費生活条例

平成11年3月19日

条例第35号

静岡県消費生活条例をここに公布する。

静岡県消費生活条例

静岡県消費者保護条例(昭和50年静岡県条例第47号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第8条の2)

第2章 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策等

第1節 啓発活動の推進等(第9条—第12条)

- 第2節 消費者の安全の確保(第13条—第16条)
- 第3節 規格等の適正化等(第17条—第22条)
- 第4節 不当な取引行為の禁止等(第23条—第28条)
- 第5節 小規模事業者への配慮(第29条)
- 第3章 消費者からの苦情の処理に関する措置等(第30条—第33条)
- 第4章 生活関連物資に関する措置(第34条—第36条)
- 第5章 静岡県消費生活審議会(第37条)
- 第6章 雜則(第38条—第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進を基本とした消費生活の安定 及び向上に關し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、 県及び事業者の果たすべき責務、消費者の果たすべき役割等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(基本理念)

第2条 県民の消費生活の安定及び向上は、県民の消費生活における基本的需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県、事業者、消費者等の相互の信頼と協力の下に実現されなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保される権利
 - (2) 商品又は役務について、適正な表示等に基づいて選択をする権利
 - (3) 商品又は役務の取引について、不当な行為から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
 - (4) 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
 - (5) 消費生活を営む上で必要な情報が速やかに提供される権利
 - (6) 消費生活に関する意見が県民の消費生活の安定及び向上に関する施策及び事業者の活動に反映される権利
 - (7) 消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会が提供される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、前項各号に掲げる消費者の権利について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 県民の消費生活の安定及び向上は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- (一部改正〔平成17年条例39号〕)
- (県の責務)

第3条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、同項の施策を市町と協力して実施するとともに、市町が消費生活の安定及び向上に関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号・19年42号〕)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、その供給する商品又は役務について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全の確保並びに規格、表示、容器及び包装並びに取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、かつ、品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化を図ること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に関して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 取引に関して知り得た消費者の個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理し、及びその事業活動に消費者の意見を反映させるとともに、これらに必要な体制を整備すること。

(6) 県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力すること。

2 事業者は、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(全部改正〔平成17年条例39号〕)

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(全部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者の役割)

第6条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで、消費生活に関する必要な知識を修得し、及び情報を収集することにより、自主的かつ合理的に行動するとともに、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(追加〔平成17年条例39号〕)

(環境への配慮)

第8条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用その他必要な措置を講じ、環境への負荷(静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減を図るよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮し、環境への負荷の低減を図るよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者基本計画)

第8条の2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策(以下この条において「消費者施策」という。)の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めるものとする。

2 消費者基本計画は、消費者施策の大綱その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、消費者基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県消費生活審議会に意見を求めるものとする。

4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(追加〔平成20年条例42号〕)

第2章 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策等

第1節 啓発活動の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第9条 知事は、消費者の自立を支援するため、商品及び役務、これらの取引行為並びに消費生活が環境に及ぼす影響に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 知事は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習することができるようするため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実するものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者の組織活動の促進)

第10条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(消費者等の意見の反映等)

第11条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者、消費者団体、静岡県消費生活審議会及び静岡県消費生活モニター(消費生活についての意見、要望、情報等を把握するため、知事が消費者のうちから委嘱した者をいう。)の意見を反映させるとともに、当該施策の策定及び実施の過程の透明性を確保するよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(試験、検査等の機能の整備等)

第12条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品又は役務の試験、検査等を行う機能を整備し、及び拡充するとともに、その実施した試験、検査等の結果についての情報を必要に応じて消費者に提供するものとする。

第2節 消費者の安全の確保

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(安全確保の措置)

第13条 事業者は、消費者の安全を確保するため、その供給する商品又は役務の生産、販売等に関して必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(安全に関する調査等)

第14条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該調査の結果についての情報を消費者に提供することができる。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(指導、勧告等)

第15条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他必要な措置を執るよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいて執った措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、第1項の規定による指導又は勧告に基づいて当該事業者が執った措置の内容及びその結果についての情報を消費者に提供することができる。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(緊急安全確保措置)

第16条 知事は、商品又は役務が消費者の安全を相当程度に害し、又は害するおそれがあると認める場合において、消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該商品又は役務の名称、当該商品又は役務を供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を消費者に提供するものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

第3節 規格等の適正化等

(規格の適正化)

第17条 事業者及び事業者団体は、商品の品質の改善及び県民の消費生活の合理化に寄与するため、商品について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(表示の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、その選択等を誤ることがないようにするため、品質、価格、内容等を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品又は役務の使用又は利用により消費者の安全を害するおそれがある場合には、前項に定めるもののほか、その具体的な内容、安全を確保するための使用又は利用の方法等を適正に表示するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(容器及び包装の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又は消費者の負担が著しく増大することのないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(規格等の適正化の指導)

第20条 知事は、前3条の規定による規格、表示並びに容器及び包装の適正化の推進を図るため、事業者に対し、必要な指導を行うよう努めるものとする。

(県の規格又は基準の設定)

第21条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品について規格を定め、及び事業者が供給する商品又は役務について表示等の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により規格又は基準を定めようとするときは、静岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により規格又は基準を定めたときは、これを告示するものとする。

4 前2項の規定は、第1項の規定により定めた規格又は基準の変更又は廃止について準用する。

(県の規格又は基準への適合義務)

第22条 事業者は、前条の規定により規格又は基準が定められているときは、当該規格又は基準に適合する商品又は役務を供給しなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該規格又は基準に適合する商品又は役務を供給するよう指導し、又は勧告することができる。

第4節 不当な取引行為の禁止等

(取引行為の適正化)

第23条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引行為を適正に行うよう努めなければならない。

(取引行為の適正化の指導)

第24条 知事は、前条の規定による取引行為の適正化の推進を図るため、事業者に対し、必要な指導を行うよう努めるものとする。

(不当な取引行為の指定)

第25条 知事は、消費者が受けることのある被害の防止を図るため特に必要があると認めるときは、事業者が行う消費者に不当に不利益を与えるおそれのある取引行為を不当な取引行為として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により不当な取引行為を指定しようとするときは、静岡県消費生活審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、第1項の規定により不当な取引行為を指定したときは、これを告示するものとする。

4 前2項の規定は、第1項の規定による不当な取引行為の指定の解除について準用する。

(不当な取引行為の禁止)

第26条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引において、前条第1項の規定により指定された不当な取引行為(以下「不当取引行為」という。)を行ってはならない。

2 知事は、不当取引行為が行われているとき又は行われている疑いがあるときは、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該調査の結果についての情報を消費者に提供することができる。

3 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該不当取引行為に係る事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることがある。

(指導、勧告等)

第27条 知事は、事業者が不当取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当取引行為の改善を指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいて執った措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、不当取引行為による消費者の被害の防止を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による指導又は勧告に基づいて当該事業者が執った措置の内容及びその結果についての情報を消費者に提供することができる。

(重大な被害についての情報提供)

第28条 知事は、不当取引行為による被害の重大性等を考慮し、当該被害の防止を図るため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当取引行為に係る事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続を執るものとする。

第5節 小規模事業者への配慮

第29条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の実施に当たり特に必要があると認めるときは、小規模事業者に対し、技術的な援助及び資金の融資を行うことができる。

第3章 消費者からの苦情の処理に関する措置等

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(苦情の処理)

第30条 知事は、消費者から苦情(事業者が供給する商品又は役務に関して消費者と事業者との間に生じた苦情をいう。以下同じ。)の処理の申出があったときは、当該苦情の内容を調査し、市町との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等の措置を行うものとする。

2 知事は、前項の措置を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者からの苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号・19年42号〕)

(静岡県消費生活審議会のあっせん及び調停)

第31条 知事は、前条第1項の規定による処理の申出のあった苦情であって、その解決が著しく困難であると認めるものについては、静岡県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 静岡県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(消費者訴訟費用の貸付け)

第32条 知事は、消費者が事業者に対して提起する訴訟であって、次の各号に該当し、かつ、静岡県消費生活審議会が適当と認めたものに要する費用を、当該訴訟を提起した者に対し、貸し付けることができる。

(1) 前条第1項の規定による静岡県消費生活審議会の調停によっては解決されない苦情に係るもの

(2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品又は役務に係るもの

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額を超えないもの

(4) その他規則で定める要件に該当するもの

(貸付金の返還)

第33条 前条の規定による貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第4章 生活関連物資に関する措置

(価格動向等の調査)

第34条 知事は、県民生活の安定を図るため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資(以下「生活物資」という。)について、価格の動向、需給の状況等を調査するものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(生活物資の供給の協力要請)

第35条 知事は、生活物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活物資に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

(特定生活物資)

第36条 知事は、生活物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該生活物資を特定生活物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めたときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、前2項の規定により生活物資を特定生活物資として指定し、又は解除したときは、これを告示するものとする。

4 知事は、事業者が第1項の規定により特定生活物資として指定された生活物資(以下「特定生活物資」という。)を買占め又は売惜しみにより多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該特定生活物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、又は勧告することができる。

第5章 静岡県消費生活審議会

第37条 県に、静岡県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(知事に対する申出)

第38条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動が行われることにより、又はこの条例に規定する措置が執られないことにより、第2条第1項に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適当な措置を執るものとする。

(一部改正〔平成17年条例39号〕)

(立入調査等)

第39条 知事は、第14条第1項、第15条第1項、第22条第2項、第26条第2項、第27条第1項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、商品又は役務に係る事業者に対し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、

倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第36条第4項の規定の施行に必要な限度において、特定生活物資に係る事業者に対し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 知事は、前項の規定により立入調査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、当該特定生活物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第40条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨及び当該勧告等の内容を公表することができる。

(1) 第15条第1項、第22条第2項、第27条第1項又は第36条第4項の規定による勧告に従わなかったとき。

(2) 第14条第2項、第26条第3項、第30条第2項又は第31条第2項の規定による求めに正当な理由がなく従わなかったとき。

(3) 前条第1項又は第2項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による調査を、正当な理由がなく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第28条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(関係行政機関への協力要請等)

第41条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の行政機関の長に対して、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求めるとともに、協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に静岡県消費者保護条例(昭和50年静岡県条例第47号)の規定によりなされた勧告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

静岡市消費生活条例

自治体

静岡県 静岡市

見出し

第8編：生活・文化
第5章：消費者

例規番号

平成19年3月20日 条例第20号

制定日

平成19年3月20日

統一条例コード

221007-21714468

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月14日

収集日

令和3年7月19日

○静岡市消費生活条例

平成19年3月20日

条例第20号

静岡市消費者保護条例(平成15年静岡市条例第111号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 消費者の自立支援(第7条—第12条)

第3章 消費者の権利擁護に関する施策

第1節 安全の確保(第13条—第15条)

第2節 事業活動の適正化(第16条—第21条)

- 第3節 不当な取引行為の禁止(第22条・第23条)
- 第4節 消費者被害の救済(第24条—第27条)
- 第5節 生活関連商品等の安定供給(第28条・第29条)
- 第6節 事業者に対する立入調査及び公表(第30条・第31条)
- 第4章 静岡市消費生活審議会(第32条)
- 第5章 雜則(第33条・第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市長が実施する施策について必要な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平26条例4・一部改正)

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が満たされることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活において、生命、身体又は財産を侵されないこと。
 - (2) 商品及び役務(以下「商品等」という。)について適正な表示が行われること等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 不適正な取引行為が行われないこと。
 - (4) 消費生活において必要な情報を適時に知ることができること。
 - (5) 消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会が提供されること。
 - (6) 消費者施策に消費者の意見が反映されること。
 - (7) 消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援は、消費者の年齢その他の特性に応じて行われなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び消費生活における国際化の進展に配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市の区域の社会的、経済的状況に応じた必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民と協働して行うものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、第2条に規定する基本理念に鑑み、市が実施する施策に協力するとともに、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 自主的に消費者に対する危害の防止を図ること。
- (2) 適正な表示、包装及び計量の実施その他必要な措置を講じ、当該消費者との取引における公正を確保すること。
- (3) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (4) 消費者との取引に際して、当該消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め当該苦情を適切に処理すること。

2 事業者は、その事業活動に関し環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者団体(事業者により組織される団体をいう。)は、市が実施する施策に協力するとともに、事業者が前2項に定める責務を果たすよう支援するものとする。

(平26条例4・一部改正)

(消費者等の役割)

第5条 消費者は、自ら進んで消費生活に必要な知識を習得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ること等により、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、簡易包装への協力等による環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者が自主的に組織する団体(以下「消費者団体」という。)は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

4 消費者団体は、前項の活動を行うに当たっては、消費者団体相互の連携に配慮するものとする。

(消費生活基本計画)

第6条 市長は、消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の消費者施策に関する基本的な計画(以下「消費生活基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、消費生活基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第32条に規定する静岡市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 消費者の自立支援

(啓発活動の推進)

第7条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会が広く求められている状況を踏まえ、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第9条 市は、消費生活に関する情報の収集に努め、これを消費者に提供するものとし、消費者被害の発生を未然に防止し、又はその拡大を防止するために特に必要があるときは、当該情報を消費者に周知し、注意を喚起するものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第10条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の意見等の反映)

第11条 市長は、消費者施策を実施するに当たっては、広く消費者及び消費者団体の意見、要望等を把握し、これを反映するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により把握した消費者及び消費者団体の意見、要望等について、必要があると認めるときは、これを関係事業者に周知するものとする。

(市長への申出)

第12条 市民は、事業者がこの条例の規定に違反して事業活動を行っているとき、又はこの条例に定める措置が講じられていないことにより、消費生活上の支障が発生し、若しくは拡大するおそれがあるときは、市長に対して、その旨を申し出て、必要な措置を講じることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る消費生活上の支障が広く市民の消費生活に影響を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

第3章 消費者の権利擁護に関する施策

第1節 安全の確保

(危険な商品等の供給の禁止)

第13条 事業者は、消費者の生命若しくは身体に対して危害を及ぼし、若しくはその財産に対して損害を加え、又はそれらのおそれがある商品等(以下「危険な商品等」という。)を消費者に供給することがないよう、常に最善の注意を払い、適切な措置を講じなければならない。

(危険な商品等に対する事業者の措置)

第14条 事業者は、その供給する商品等が危険な商品等であることが明らかになったときは、直ちに当該商品等についてその旨を公表するとともに、当該商品等の供給又は提供の中止、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

(危害等に関する調査、勧告等)

第15条 市長は、商品等が危険な商品等に該当すると疑うに足る合理的な理由があると認めるときは、当該商品等について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、期限を指定して当該商品等を供給する事業者に対して、資料の提出その他の方法により、当該商品等が危険な商品等に該当するものでないことを立証するよう求めることができる。

3 市長は、前2項の規定による調査により当該商品等が危険な商品等であると認めるときは、当該事業者に対して、前条に規定する措置をとることを勧告することができる。

4 市長は、商品等が危険な商品等であると認める場合において、危害又は損害の発生又は拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、法令の定めるところにより他の措置がとられる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他の当該危害又は損害の発生又は拡大を防止するために必要な事項を公表するものとする。

第2節 事業活動の適正化

(商品等の表示の適正化)

第16条 事業者は、商品等が誤って選択され、使用され、保存されること等により消費者の利益が損なわれることのないようにするために、その商品等の製造者、製造年月日、成分、性能、用途、貯蔵法、賞味期間その他必要な事項を見やすい方法により適正に表示しなければならない。

(価格等の表示の適正化)

第17条 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることのないようにするために、その商品等の価格、供給単位、単位価格、量目その他必要な事項を適正に表示しなければならない。

(計量の適正化)

第18条 事業者は、商品等の供給に際し、適正な計量を行わなければならない。

(広告の適正化)

第19条 事業者は、商品等に関する広告を行う場合は、消費者が商品等の選択を誤ることのないようにするために、不適正な表現を避け、及び消費者が商品等を適正に選択するために必要とする情報を提供しなければならない。

(包装の適正化)

第20条 事業者は、その供給する商品に関し、消費者が誤認し、若しくは消費者の負担を増大させ、又は廃棄物の量を増加させることのないよう、当該商品の品質の保全上必要な限度を超える包装をしないように努めなければならない。

(アフターサービスの徹底)

第21条 事業者は、その供給する商品について、消費者への供給後に提供する保証、修理、回収等のサービス(以下「アフターサービス」という。)の内容を明示するとともに、当該アフターサービスの徹底を図らなければならない。

第3節 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第22条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

(1) 消費者に対し、取引の意図を隠して接近し、商品等の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること。

(2) 消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乘じ、消費者を威迫し、困惑させ、その他消費者の自発的かつ十分な意思形成を妨げる手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行させること。

(5) 契約又は法律の規定に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対し、適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

(6) 契約の内容を正当な理由なく一方的に変更すること。

(7) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張(以下これらを「申込みの撤回等」という。)に際し、当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

(8) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件若しくは原因として信用を供与し、又は保証を受託する契約(以下これらを「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行させること。

2 市長は、前項に規定する規則で定める不当な取引行為を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第32条に規定する静岡市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(平26条例4・一部改正)

(不当な取引行為に関する調査、勧告等)

第23条 市長は、事業者の行う取引行為が不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるとときは、当該取引行為について、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、期限を指定して当該取引行為を行う事業者に対して、資料の提出その他の方法により、当該取引行為が不当な取引行為でないことを立証するよう求めることができる。

3 市長は、前2項の規定による調査によっても、なお事業者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該違反行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

第4節 消費者被害の救済

(苦情の処理)

第24条 市長は、事業者が供給し、又は提供する商品等に関し、消費者から生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため、相談体制を整備するとともに、必要な人材を確保し、及びその資質の向上に努めるものとする。

3 市長は、第1項の措置に当たり、必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

4 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、これに誠実に協力しなければならない。

(静岡市消費者苦情処理委員会)

第25条 前条第1項の措置を講じたにもかかわらず解決することができない苦情で、市民の消費生活に重大な影響を与える、又はそのおそれのあるものについて、公正かつ速やかにあっせん又は調停を行うために、静岡市消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

3 市長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項に係る苦情のあっせん又は調停を行うため必要と認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 消費生活相談に関する業務に携わる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることがある。

7 専門委員は、当該専門の事項に関するあっせん又は調停が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情に関する情報の公表)

第26条 市長は、委員会に苦情が付されたときにはその概要を、当該苦情が解決したとき、又は解決の見込みがないと認めるときには審議の経過及び結果の概要を公表して、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。
(訴訟の援助)

第27条 市長は、商品等に関して、又は消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情に係る消費者が当事者となる訴訟(以下「消費者訴訟」という。)が次に掲げる要件のすべてを満たすものであって適當であると認めるときは、当該消費者に対し、当該消費者訴訟に要する費用の貸付けその他当該消費者訴訟に係る活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある苦情に係るものであること。

(2) 消費者が訴訟を提起しようとする場合にあっては、委員会のあっせん又は調停の手続を経た苦情に係るものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適當であると認めるものであること。

2 市長は、前項の援助を行おうとするときは、あらかじめ第32条に規定する静岡市消費生活審議会の意見を聞くものとする。

3 第1項の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利子とする。

4 市長は、第1項の規定により貸付けを受けた者が、消費者訴訟の結果、当該貸付金の額以上の金額を得ることができなかつたときその他貸付金を返還させないことが適當であると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第5節 生活関連商品等の安定供給

(生活関連商品等の情報の収集及び提供)

第28条 市長は、日常生活と関連性の高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要があると認めるものについて、価格その他の必要な情報を収集し、必要に応じてこれを消費者に提供するものとする。

(天災等による場合の生活関連商品等の供給)

第29条 事業者は、天災、経済情勢の大きな変動等の不測の原因(次項において「天災等」という。)により、生活関連商品等の供給に不足を生じ、市民の消費生活に重大な支障を來し、又は来すおそれがある場合は、生活関連商品等の供給について最善の努力を払うものとし、買占め、売惜しみ等をしてはならない。

2 市長は、天災等により生活関連商品等が不足し、若しくはその価格が異常に高騰し、又はそれらのおそれがあることにより市民の消費生活に重大な支障を來すと認めるときは、他の行政機関等との連携を図り、当該生活関連商品等の確保に努めるものとする。

第6節 事業者に対する立入調査及び公表

(立入調査等)

第30条 市長は、第15条第1項又は第23条第1項の規定の施行のために必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他事業に関する場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第15条第1項又は第23条第1項の調査を行うため、必要最小限の数量の商品又は事業者が役務を提供するために使用する物若しくは役務に関する資料(次項において「調査を行うための商品等」という。)の提供を求めることができる。

5 市長は、前項の規定により事業者から調査を行うための商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

(公表)

第31条 市長は、事業者が第15条第3項若しくは第23条第3項の規定による勧告に従わない場合で市民の消費生活に重大な影響を与えると認めるとき、又は事業者が第15条第2項若しくは第23条第2項の規定による立証若しくは前条第1項の規定による立入調査等を不当に拒んだときは、その経過及び事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例(平成15年静岡市条例第8号)第3章第3節の規定の例により、当該事業者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

第4章 静岡市消費生活審議会

第32条 市民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、静岡市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 市民の消費生活の安定及び向上を図るために施策に関する基本的事項又は重要事項を調査審議すること。

(2) 第6条第2項の規定により、消費生活基本計画に関し市長に意見を述べること。

(3) 第22条第2項の規定により、規則で定める不当な取引行為の変更又は廃止に関し、市長に意見を述べること。

(4) 第27条第2項の規定により、消費者訴訟の援助に関し市長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が消費生活に関し重要と認める事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 消費生活相談に関する業務に携わる者

(3) 消費者を代表する者

(4) 事業者を代表する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

5 市長は、前項第3号に掲げる委員のうち2人以上を公募の方法により選任するよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることがある。

8 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

第5章 雜則

(関係諸団体との連携)

第33条 市長は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて他の行政機関、消費者団体、事業者等と連携を図るものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成26年2月21日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

浜松市民の消費生活の保護に関する条例

自治体

静岡県 浜松市

見出し

第8類：民生
第7章：その他

例規番号

昭和50年3月28日 条例第14号

制定日

昭和50年3月28日

統一条例コード

221309-55282662

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○浜松市民の消費生活の保護に関する条例

昭和50年3月28日

浜松市条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市長・事業者及び消費者の果たすべき責務を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、経済的又は社会的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、これを実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止・適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに市長が実施する消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

(消費者の責務)

第4条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自らすすんで消費生活に関する必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

(消費生活の啓発)

第5条 市長は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むため商品及び役務に関する知識の普及等消費生活に関する啓発活動の推進に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第6条 市長は、消費者を保護するため物資及び物価の動向・商品の安全性等必要な情報の収集に努め、これを消費者に提供するものとする。

2 事業者は、前項に規定する情報の収集に協力しなければならない。

(苦情処理のあっせん)

第7条 市長は、事業者と消費者との間の取引きに関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する苦情の処理のあっせん等に協力しなければならない。

(事業者への協力の要請)

第8条 市長は、商品及び役務について、適正な措置を講じていない事業者があると認めたときは、当該事業者に対し、これを是正するように協力を求めなければならない。

(関係行政機関への要請)

第9条 市長は、前条に規定する協力を求めた後、事業者がなお適正な措置を講じないときは、その権限を有する関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるように要請しなければならない。

(消費者の意見等の反映)

第10条 市長は、消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見等を把握し、消費生活に係る施策に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、消費者の意見等が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者との交流の機会の確保に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日浜松市条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

愛知県

見出し

第5編：民生

第4章：消費生活

例規番号

昭和50年10月13日 条例第39号

制定日

昭和50年10月13日

統一条例コード

230006-70639694

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月31日

収集日

令和3年7月19日

県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
昭和五十年十月十三日条例第三十九号

改正 平成 元年 三月二七日条例第七
号

平成一二年 三月二八日条例第二
号

平成一四年一二月二〇日条例第六
五号

愛知県消費者保護条例をここに公布する。

県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

題名改正〔平成一四年条例六五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 危害の防止等（第七条—第十五条）

第三章 消費者被害の救済（第十六条—第二十一条）

第四章 愛知県消費生活審議会（第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、次に掲げる消費者の権利の確立を図り、もつて県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

一 消費生活において、事業者が供給する商品又は役務により生命、身体又は財産を侵されない権利

二 消費生活において、商品又は役務を適切に選択し、又は適正に使用し、若しくは利用するため、事業者に適正な表示を行わせる権利

三 消費生活において、商品又は役務の取引に関し、事業者に不当な取引行為を行わせない権利

四 消費生活において、事業者の事業活動によつて不当に受けた被害から速やかに救済される権利

五 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供される権利

六 消費生活に関する教育を受ける機会を提供される権利

七 消費者の意見が消費生活の安定及び向上に関する県の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利

一部改正〔平成一二年条例二号・一四年六五号〕

（定義）

第二条 この条例において「事業者」とは、消費者の生活において取引される商品及び役務を供給する事業を行う者並びにこれらの者が組織する団体をいう。

一部改正〔平成元年条例七号〕

（県の責務）

第三条 県は、この条例に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策を策定するに当たつては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

（市町村に対する協力）

第四条 県は、市町村が実施する当該地域の実情に即した消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕、一部改正〔平成一四年条例六五号〕

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、県が実施する県民の消費生活の安定及び向上に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上に努めなければならない。

一部改正〔平成一二年条例二号・一四年六五号〕

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 危害の防止等

全部改正〔平成一四年条例六五号〕

(危険な商品等の供給の禁止)

第七条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又は役務を供給してはならない。

一部改正〔平成元年条例七号・一四年六五号〕

(安全性に関する調査等)

第八条 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務について、その安全性に疑いがあると認めるときは、当該商品又は役務について試験、検査その他の調査を行うとともに、その結果を消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成元年条例七号・一四年六五号〕

(危害防止の指示等)

第九条 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その危害を防止するため必要な限度において、当該事業者に対し、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他必要な措置をとるべきことを指示するとともに、速やかにその旨を消費者に周知させるものとする。

2 知事は、前項の規定による指示をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指示に基づいてとつた措置及びその結果について、報告を求めることができる。

一部改正〔平成元年条例七号・一四年六五号〕

(緊急危害防止措置)

第九条の二 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

追加〔平成一四年条例六五号〕

(品質等の表示)

第十条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費者が商品又は役務の選択又は使用若しくは利用を誤ることのないようにするため、品質その他の内容を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、商品又は役務の表示を適正に行うため、自ら遵守すべき表示の基準を定めるよう努めなければならない。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、規則で、事業者が遵守すべき商品又は役務の表示の基準を定めることができる。

4 知事は、事業者が前項の規定により定められた表示の基準を遵守しなかつたときは、当該事業者に対し、当該基準を遵守するよう勧告することができる。

一部改正〔平成元年条例七号・一四年六五号〕

(広告の適正化)

第十一条 事業者（広告代理事業及び広告媒体事業を行う者を含む。）は、商品又は役務に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれがある表現を避け、消費者が商品又は役務を正しく選択するために必要とする情報を提供するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品について、消費者にその商品の品質、内容量等が実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認させ、又は消費者の負担を著しく増大させるような過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

2 事業者は、商品の包装を適正に行うため、自ら遵守すべき包装の基準を定めるよう努めなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

第十三条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

三 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不當に拒否し、若しくは遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不當に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不當に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行つてはならない。

全部改正〔平成一四年条例六五号〕

(不当な取引行為に関する調査等)

第十三条の二 知事は、事業者が前条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を消費者に提供するものとする。

追加〔平成一四年条例六五号〕

(不当な取引行為の是正勧告)

第十三条の三 知事は、事業者が第十三条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

追加〔平成一四年条例六五号〕

(緊急被害防止措置)

第十三条の四 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行つた事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

追加〔平成一四年条例六五号〕

(啓発活動及び教育の推進)

第十四条 知事は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備)

第十五条 知事は、この章に定める施策その他県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の実効を確保するため、商品及び役務の試験、検査等を行う施設の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成元年条例七号・一四年六五号〕

第三章 消費者被害の救済

(事業者の消費者苦情の処理等)

第十六条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(知事の消費者苦情の処理等)

第十七条 知事は、消費者から消費者苦情の処理の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、仲介によるあつせんその他の措置をとるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による消費者苦情の処理の申出があつた場合において、その消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、当該消費者苦情に係る商品又は役務に関する情報を展示その他の方法により消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

(審議会によるあつせん等)

第十八条 知事は、前条第一項の規定による措置によつては当該消費者苦情を解決する見込みがないと認めるときは、愛知県消費生活審議会（第二十条において「審議会」という。）によるあつせん又はその調停に付することができる。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

第十九条 削除

削除〔平成一四年条例六五号〕

(消費者訴訟の援助)

第二十条 知事は、消費者苦情に関し消費者が事業者を相手に訴訟を行う場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

一 審議会によるあつせん又はその調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。

二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の消費者苦情に係るものであること。三 同一の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

四 審議会が援助を適当であると認めたものであること。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

(貸付金)

第二十一条 前条の規定により貸し付ける資金は、無利息とする。

2 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付金を県に返還しなければならない。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、資金の貸付けを受けた者が、訴訟の結果、当該貸付金の額以上の金額を得ることができなかつたときその他貸付金を返還させることが適当でないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第四章 愛知県消費生活審議会

全部改正〔平成一四年条例六五号〕

(愛知県消費生活審議会)

第二十二条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議し、並びに消費者苦情についてあつせん及び調停を行わせるため、愛知県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者の中から知事が任命する。

3 審議会は、消費者苦情についてあつせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る当事者その他の関係者に対し、文書若しくは口頭による説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

第五章 雜則

（知事に対する申出）

第二十三条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置がとられていないことにより、第一条各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

追加〔平成一四年条例六五号〕

（立入調査等）

第二十四条 知事は、第八条、第十条第三項及び第十三条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成一四年条例六五号〕

（公表）

第二十五条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

一 第九条第一項の規定による指示又は第十条第四項若しくは第十三条の三の規定による勧告に従わないとき。

二 前条第一項の規定による説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出を行い、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に對し、意見を述べる機會を与えなければならない。

追加〔平成一四年条例六五号〕

(関係行政機関への要請)

第二十六条 知事は、消費者の利益を擁護するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例六五号〕

附 則

この条例は、昭和五十年十二月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十七日条例第七号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十日条例第六十五号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第二項の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

名古屋市消費生活条例

自治体

愛知県 名古屋市

見出し

第7類：経済

第2章：消費流通対策

例規番号

昭和51年6月10日 条例第43号

制定日

昭和51年6月10日

統一条例コード

231002-18978139

分類

条例

例規集更新日

令和3年6月1日

収集日

令和3年7月19日

○名古屋市消費生活条例

昭和51年6月10日

条例第43号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 消費者の利益の確保

第1節 危害等の防止(第7条—第9条)

第2節 表示及び包装の適正化(第10条—第15条)

第3節 不適正な取引行為の防止(第16条—第16条の4)

第4節 調査及び公表(第17条—第18条の2)

第3章 消費者被害の救済(第19条・第20条)

第4章 消費者の自立と参加

第1節 消費者の自立の支援(第20条の2—第20条の4) 第

2節 意見の反映等(第21条—第21条の3)

第5章 総合的な施策の推進(第22条—第29条)

第6章 附属機関(第30条—第38条)

第7章 雜則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかかるがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者等の果たすべき責務及び消費者等の役割を明らかにするとともに、消費者の地位の向上を促進するための基本的施策その他必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費生活に関する施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が満たされることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため主体的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 商品又はサービスによって、生命、身体又は財産が侵されないこと。
- (2) 商品又はサービスについて、適正な表示及び包装が行われること。
- (3) 商品又はサービスについて、不適正な取引行為が行われないこと。
- (4) 消費生活において、不当に受けた被害から、迅速かつ適正に救済されること。
- (5) 消費生活に関する必要な情報について、適切な提供を受けること。
- (6) 消費生活に関する必要な知識について、教育を受け、及び学習する機会が提供されること。
- (7) 消費生活に関する市の施策及び事業者の事業活動に、意見が十分反映されること。

2 消費生活に関する施策の推進は、市、消費者及び事業者の相互の信頼を基調として行われなければならない。

3 消費者の自立の支援に当たっては、商品又はサービスによる危害の防止等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の被害を未然に防止し、及び拡大を防止するため、迅速かつ適切に情報が提供されなければならない。

5 消費生活に関する施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

6 消費生活に関する施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(定義)

第2条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消費者 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。

(2) 事業者 消費生活の用に供する商品又はサービスの供給に係る事業を行う者をいう。

(3) 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。

(4) サービス 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、市民の参加と協力の下に、この条例に定める施策その他の施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第4条 事業者は、消費者に供給する商品又はサービスについて、危害の防止、表示、計量等の適正化、適切な情報の提供その他必要な措置を構ずるとともに、商品又はサービスに関して、又は消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理に必要な体制の整備に努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品又はサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

3 事業者団体(事業者が組織する団体をいう。以下同じ。)は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

4 事業者及び事業者団体は、市が実施する市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策に積極的に協力しなければならない。

(消費者等の役割)

第5条 消費者は、その権利を生かし、自ら進んで消費生活に関する知識を修得するとともに、消費者相互の連携を図り、主体的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(環境への配慮)

第5条の2 市、消費者及び事業者は、消費生活と地球環境保全の調和を目指し、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進することによって、環境に及ぼす影響に配慮した消費生活が営まれるよう、それぞれが積極的に努めるものとする。

(関係行政機関への要請等)

第6条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上の確保のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、協力を求め、又は適切な措置をとるべきことを要請するものとする。

2 市長は、市民の消費生活の安定及び向上の確保に関し、関係行政機関の長から要請を受けたときは、その施策に協力するものとする。

第2章 消費者の利益の確保

第1節 危害等の防止

(欠陥商品等)

第7条 事業者は、商品又はサービスについて、消費者の生命、身体又は財産に対する危害の防止及び財産上の不利益の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、商品又はサービスが欠陥商品等(消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品若しくはサービス又は消費者に財産上の不利益を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品若しくはサービスをいう。以下同じ。)であると認めたときは、直ちに当該商品又はサービスについて、その旨の発表、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

(危害等の防止に関する調査及び情報提供)

第7条の2 市長は、消費者の生命、身体又は財産に対する危害の防止及び財産上の不利益の防止のため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて、試験、検査、資料収集その他の調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査を実施し、当該商品又はサービスが欠陥商品等に該当する疑いが解消されないときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスが欠陥商品等に該当しない旨についての説明又は関係資料の提出を求めることができる。

3 市長は、消費者の生命、身体又は財産に対する危害の防止及び財産上の不利益の防止のため必要があると認めるときは、第1項の規定による調査及び前項の規定による事業者の説明又は関係資料により得た情報を消費者に提供するものとする。

(危害等の防止に関する勧告)

第8条 市長は、商品又はサービスが欠陥商品等であると認めたときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに事業者に対し、当該商品又はサービスについて、その旨の発表、回収、改善その他必要な措置をとるよう勧告するものとする。

(重大な危害に対する緊急措置)

第8条の2 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該商品又はサービスの名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表しなければならない。

2前項の規定による公表があったときは、当該商品又はサービスを供給する事業者は、直ちに第7条第2項に規定する措置をとらなければならない。

(危害防止のための警告表示)

第8条の3 事業者は、その供給する商品又はサービスの使用又は利用の方法によっては消費者の生命、身体又は財産に危害が発生するおそれがある商品又はサービスについて、当該危害の具体的な内容、その発生を回避するための使用又は利用の方法その他必要な事項について、消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。

第9条 削除

第2節 表示及び包装の適正化

(品質等の表示)

第10条 事業者は、その供給する商品について、消費者が正しく選択し、使用し、保存若しくは廃棄し、又は再利用若しくは再生利用することができるようにするため、供給する事業者の氏名又は名称及び所在地、成分、性能、用途その他の内容、保証の期間及び内容並びに部品の保有期間を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、その供給するサービスについて、消費者がその内容又は取引条件を容易に識別し、かつ、適正に利用することができるようにするため、供給する事業者の氏名又は名称及び所在地、具体的な内容、取引条件その他の表示すべき事項を適正に表示するよう努めなければならない。

3 市長は、法令に定めがあるものを除き、前2項に規定する表示事項について、規則で、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(価格表示)

第11条 小売業を営む事業者及びサービスを供給する事業者は、消費者が商品又はサービスの選択を正しくできるようにするため、その価格又は料金を消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。

2 市長は、法令に定めがあるものを除き、商品の単位量当たりの価格その他の価格の表示について、市長が定める小売業を営む事業者が遵守すべき基準を定めることがある。

3 市長は、前項の規定により、事業者及び基準を定めたときは、これを告示するものとする。

(特殊な販売における事業者名等の表示)

第12条 事業者は、自動販売機により、又は訪問販売、移動販売その他の固定した店舗以外の場所における販売方法により商品又はサービスを供給しようとするときは、

責任の所在を明らかにするため、事業者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を消費者にわかりやすく表示しなければならない。

(包装の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品について、品質保全上必要な限度を超えて、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行なわないよう努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品について、環境の保全及び廃棄され、又は再利用若しくは再生利用されるときの適切な処理に配慮した包装を行うよう努めなければならない。

3 市長は、法令に定めがあるものを除き、商品の包装について、規則で、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(表示及び包装に関する指導及び勧告)

第14条 市長は、事業者が第10条第3項、第11条第2項若しくは前条第3項の規定により定められた基準を守らないとき、又は第12条に規定する表示をしないときは、当該事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告するものとする。

第15条 削除

第3節 不適正な取引行為の防止

(不適正な取引行為の禁止)

第16条 事業者は、消費者との間の取引に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない

(1) 消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じる等の不当な方法により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に著しい不利益を与える不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 契約に伴う債務の履行を不当に遅延若しくは拒否する行為、又は消費者若しくはその関係人に対し、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要する行為

(4) 消費者の正当な契約の解除権等の行使を不当に妨げる行為、又は契約の解除権等の行使に伴う債務の履行を不当に遅延若しくは拒否する行為

2 消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与(以下「与信」という。)をする契約(以下「与信契約」という。)において、当該与信を行う事業者は、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 加盟店(与信契約の条件又は原因となる商品又はサービスの販売に係る事業者で、与信を行う事業者と加盟店契約その他の提携関係にある者をいう。次号において同じ。)に対する審査及び管理を不当に怠ることによって消費者に不利益を与える行為

(2) 当該購入に係る加盟店に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、消費者又はその関係人に債務の履行を不当に強要する行為

3 市長は、前2項に規定する不適正な取引行為に該当する行為の基準を定め、これを告示するものとする。

(不適正な取引行為に関する調査及び情報提供)

第16条の2 市長は、前条に規定する不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、当該取引行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、前項の規定による調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(不適正な取引行為に関する指導及び勧告)

第16条の3 市長は、第16条第3項の規定により定められた基準に該当する不適正な取引行為を行っていると認めた事業者に対し、当該取引行為の是正のために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告するものとする。

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第16条の4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

第4節 調査及び公表

(立入調査等)

第17条 市長は、第7条の2、第8条、第8条の2、第14条、第16条の2、第16条の3又は前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を行うため、必要最小限度の数量の商品又は事業者がサービスを提供するために使用する物若しくはサービスに関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

(公表)

第18条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第7条の2第2項の規定による求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは関係資料の提出をしたとき。

(2) 第8条、第14条又は第16条の3の規定による勧告に従わないとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による立入調査を拒んだとき、若しくは同項の規定による質問に対して答弁を拒み、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前条第2項の規定による商品等の提出をしなかったとき、又は虚偽の商品等の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、当該公表が第16条の3に係るものであるときは、あらかじめ、名古屋市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(意見の聴取)

第18条の2 市長は、前条の規定による公表をしようとする場合は、当該事業者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第3章 消費者被害の救済

(苦情の処理)

第19条 事業者は、商品又はサービスに関して、又は消費者との間の取引に関して生じた苦情を、自ら、又は他の事業者と共同して、適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の苦情で関係者間において解決に至らなかったものについて、消費者から申出があったときは、その解決のために必要なあっせんその他の措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項に規定するあっせんその他の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は関係資料の提出を求めることができる。

4 市長は、第2項の規定によるあっせんその他の措置によっては当該苦情の解決が困難であると認めるときは、名古屋市消費生活審議会のあっせん又は調停に付するものとする。

(消費者訴訟の援助)

第20条 市長は、商品又はサービスに関して、又は消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情について消費者が当事者となる訴訟(以下「消費者訴訟」という。)において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある苦情に係るものであること。

(2) 当該訴訟費用の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等当該消費者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。

(3) 名古屋市消費生活審議会のあっせん又は調停の手続を経た苦情に係るものであること。

(4) 名古屋市消費生活審議会が援助を適当であると認めたものであること。

2 前項に規定する消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利息とする。

3 市長は、第1項の規定により貸付けを受けた者が、訴訟の結果、当該貸付金の額以上の金額を得ることができなかつたときその他貸付金を返還させることが適当でないと認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、消費者訴訟の援助に關し必要な事項は、規則で定める。

第4章 消費者の自立と参加

第1節 消費者の自立の支援

(情報の提供)

第20条の2 市は、この条例の他の規定に定めるもののほか、消費者が経済社会の変化に対応し、主体的かつ合理的な消費生活を営むため、必要な情報を収集し、適切に消費者に提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第20条の3 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むため、必要な教育に係る施策を推進するものとする。

(学習条件の整備)

第20条の4 市は、消費者が自ら進んで消費生活に関する知識について学習するため、必要な条件の整備を行うものとする。

第2節 意見の反映等

(意見の反映)

第21条 市長は、消費者行政の推進に当たっては、広く消費者の意見、要望等を把握し、市長の施策に反映させるよう努めるものとする。

(消費者と事業者の交流の機会の確保)

第21条の2 市長は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者の交流の機会の確保に努めるものとする。

(市長への申出)

第21条の3 市民は、この条例に定める市又は市長の措置がとられていないため、又はこの条例に違反する事業者の事業活動により、消費生活上の支障が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、市長に対して、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る支障が広く市民の消費生活に影響を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

第5章 総合的な施策の推進

(体制の充実)

第22条 市は、消費者行政の総合的推進を図るために必要な体制の強化及び充実に努めるものとする。

(試験等の実施)

第23条 市長は、消費者行政を推進し、及びその実効を確保するため、必要に応じ、商品又はサービスの試験、検査、資料収集その他の調査を実施し、それにより得た情報を消費者に提供するものとする。

(適正計量の確保)

第24条 市長は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

(生鮮食料品の供給の確保)

第25条 市長は、市民の消費生活の向上を図るため、生鮮食料品の供給の確保及びその価格の安定に努めるものとする。

(事業者に対する指導)

第26条 市長は、この条例に定めがあるもののほか、必要に応じて事業者又は事業者団体に対し、市民の消費生活の安定及び向上を確保するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(消費生活安定協定)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、事業者又は事業者団体が行う市民の消費生活の安定及び向上の確保のための措置に関し、事業者又は事業者団体との間に協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定が締結されたときは、その内容を公表するものとする。当該協定が変更され、又は解除されたときも、また同様とする。

第28条 削除

(消費者行政計画)

第29条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策について、総合的な計画を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する計画の策定に当たっては、必要に応じて名古屋市消費生活審議会の意見を聞くものとする。

第6章 附属機関

(消費生活審議会)

第30条 市長の附属機関として、名古屋市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

ア 市民の消費生活の安定及び向上の確保のための施策に関する基本的事項又は重要事項に関すること。

イ 第16条の4第2項及び第18条第2項に規定する公表の適否に関すること。

ウ 第20条第1項に規定する消費者訴訟に対する援助の適否の認定に関すること。

(2) 第19条第4項の規定により市長から付託された苦情についてあっせん又は調停を行うこと。

3 審議会は、前項第1号アに掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 市長は、第10条第3項、第11条第2項、第13条第3項及び第16条第3項に規定する基準の設定、変更及び廃止をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮詢しなければならない。

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 消費者

(3) 事業者(事業者が法人である場合は、その代表者)又は事業者団体の代表者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行なう。

4 特別の事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 審議会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

第32条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第33条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

第34条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において行う。

(令2条例19・一部改正)

第35条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

第36条から第38条まで 削除

第7章 雜則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第71号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の名古屋市消費生活条例(以下「改正前条例」という。)の規定により名古屋市消費者苦情処理委員会がした調停その他の行為は、この条例による改正後の名古屋市消費生活条例(以下「改正後条例」という。)の相当規定により名古屋市消費生活審議会がした調停その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前条例の規定により名古屋市消費者苦情処理委員会に対してされている調停の付託その他の手続は、改正後条例の相当規定により名古屋市消費生活審議会に対してされた手續とみなす。

附 則(令和2年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

三重県消費生活条例

自治体

三重県

見出し

第6編：生活環境
第6章：消費生活
第1節：通則

例規番号

平成7年12月22日 三重県条例第49号

制定日

平成7年12月22日

統一条例コード

240001-51541402

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月23日

収集日

令和3年7月19日

三重県消費生活条例

平成七年十二月二十二日三重県条例第四十九号

改正	平成一二年 七月一三日三重県条例第六五号	平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号
	平成一八年 三月二八日三重県条例第二六号	平成二四年一〇月一九日三重県条例第五二号

平成二六年一〇月二四日三重県条例第八八号

三重県消費生活条例をここに公布する。

三重県消費生活条例

三重県民の明るい消費生活を推進する条例（昭和五十年三重県条例第二号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 消費生活の安全、取引等の適正化等
 - 第一節 商品等の安全措置（第九条—第十三条）
 - 第二節 商品等の適正な表示（第十四条—第十七条） 第
 - 三節 商品の適正な計量（第十八条—第二十条）
 - 第四節 商品の包装の適正化等（第二十一条—第二十三条） 第
 - 五節 不当な取引行為の防止（第二十四条—第二十七条） 第六
 - 節 消費者啓発等（第二十八条・第二十九条）
- 第三章 生活関連物資の需給及び価格の安定（第三十条—第三十二条）
- 第四章 消費者被害の救済（第三十三条—第三十八条）
- 第五章 三重県消費生活対策審議会（第三十九条—第四十三条）
- 第六章 補則
 - 第一節 知事への申出（第四十四条）
 - 第二節 調査、公表等（第四十五条—第四十八条）
 - 第三節 補則（第四十九条・第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務等並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策

（以下「消費者施策」という。）を推進することにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一八年二六号〕

（基本理念）

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、県、市町、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼を基調として、次に掲げる事項に関する消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

一 消費生活に係る商品及び役務（以下「商品等」という。）によって生命、身体及び財産を侵されず、消費者の安全が確保されること。

二 消費生活に係る商品等に適正な表示を行わせること。

- 三 消費生活を不当な取引行為によって侵害されず、及び不当な取引条件を強制されないこと。
- 四 消費生活において受けた不当な被害から速やかに救済されること。
- 五 消費生活に必要な情報、知識及び教育の機会が提供されること。
- 六 消費者の意見が県の消費者施策に反映されること。

一部改正〔平成一七年条例六七号・一八年二六号〕

(県の責務)

第三条 県は前条の基本理念にのっとり、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一八年二六号〕

(事業者等の責務)

第四条 事業者は、第二条の基本理念にかんがみ、その商品等について、次に掲げることに努めなければならない。

- 一 消費者に対する危害を防止すること。
 - 二 適正な表示及び計量の実施等必要な措置を講ずること。
 - 三 消費者との取引における公正を確保するとともに、その取引に際しては、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 五 消費者の個人情報を適正に取り扱うこと。
 - 六 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等に關し環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

全部改正〔平成一八年条例二六号〕

第五条 事業者団体は、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成一八年条例二六号〕

(県と市町との連携)

第六条 県は、市町に対し、県と連携して地域の実情に即した地域住民の消費生活の安定及び向上に關する必要な施策を講ずること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する消費生活の安定及び向上に關する施策について、必要な助言及び協力をを行うものとする。

追加〔平成一二年条例六五号〕、一部改正〔平成一七年条例六七号・一八年二六号〕

(消費者の役割)

第七条 消費者は、消費者の権利の確立のため、消費生活に關する必要な情報の収集及び知識の修得を行うとともに、消費者相互の連携及び健全な組織化を図り、自主的かつ合理的に行動するように努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成一八年条例二六号〕

第二章 消費生活の安全、取引等の適正化等

第一節 商品等の安全措置

(商品等の内容の周知)

第九条 事業者は、その供給する商品等について、常に危害の防止に関する必要な措置を講ずるとともに、消費者に対し、商品等の内容を正しく理解させるように努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(欠陥商品等の供給の禁止)

第十条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことが確認されている商品等（以下「欠陥商品等」という。）を供給してはならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(商品等の安全及び危害防止に関する調査)

第十一條 知事は、事業者が供給する商品等の安全性について、必要な調査をすることができる。

2 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

3 知事は、消費者の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要があると認めるとときは、前二項の調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(危険な商品等の排除)

第十二条 事業者は、供給した商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことが明らかになったときは、直ちに知事にその概要を通報するとともに、その商品等の消費者への周知、回収その他商品等から生ずる危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、欠陥商品等を供給している者、前条第二項の規定による調査により危害を及ぼすと認めた商品等を供給する者及び前項の措置を講じていない者に対し、法令に定める措置を採る場合を除き、その商品等の供給の停止その他危害を防止するために必要な措置を採るように勧告することができる。

3 知事は、消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置を採る場合を除き、その商品等の名称その他必要な事項を県民に公表するものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(危害防止のための表示)

第十三条 事業者は、供給した商品等による消費者の生命、身体又は財産に対する危害の発生を防ぐため、商品等の供給に当たっては、危害防止のための必要な表示を行わなければならない。

2 事業者が組織する団体は、危害防止のための表示を適正に行うため、必要な基準を設定するように努めなければならない。

3 事業者が組織する団体は、前項の基準を定めたときは、速やかにその内容を知事に届けなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 知事は、第二項の基準の作成及びその実施に当たっては、必要に応じ、事業者が組織する団体に指導又は助言を行うことができる。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、規則で事業者が遵守すべき危害防止のための表示の基準を定めることができる。

6 知事は、事業者が前項の表示の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するように勧告することができる。

7 知事は、第五項の表示の基準を定めようとするときは、三重県消費生活対策審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第二節 商品等の適正な表示

(品質等の表示)

第十四条 事業者は、商品等が誤って選択され、使用され、又は保存されることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするために、品質、規格等を適正に表示するとともに、表示の趣旨に従って商品等を適正に取り扱わなければならない。

2 事業者が組織する団体は、商品等の品質、規格等の表示を適正に行うため、必要な基準を設定するように努めなければならない。

3 事業者が組織する団体は、前項の基準を定めたときは、速やかにその内容を知事に届けなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 知事は、第二項の基準の作成及びその実施に当たっては、必要に応じ、事業者が組織する団体に指導又は助言を行うことができる。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、規則で事業者が遵守すべき商品等の品質、規格等の表示の基準を定めることができる。

6 知事は、事業者が前項の表示の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するように勧告することができる。

7 知事は、第五項の表示の基準を定めようとするときは、三重県消費生活対策審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(価格等の表示)

第十五条 事業者は、消費者の商品等の選択に資するため、その商品等を供給する単位及びそれに対応する価格を当該商品又は店内の見やすい場所に表示するように努めなければならない。

2 小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の商品の選択に資するため、規則で定める商品について、規則で定める基準量及びそれに対応する価格を当該商品又は店内の見やすい場所に表示するように努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(広告の適正化)

第十六条 事業者は、商品等に関する広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を正しく選択するために必要とする正確な情報を提供するよう努めなければならない。

追加〔平成一八年条例二六号〕

(自動販売機等の管理)

第十七条 事業者は、その商品等を自動販売機等により供給しようとするときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第三節 商品の適正な計量

(計量及び表記の適正化)

第十八条 事業者は、適正な計量及び量目の表記に努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(面前計量)

第十九条 事業者は、販売その他の取引の際には、計量する商品について、消費者が正味量を確認できる状態で計量するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(計量器の設置)

第二十条 小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の利用に供する計量器を店内に設置するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第四節 商品の包装の適正化等

(包装の適正化)

第二十一条 事業者は、消費者が商品について誤認し、又は消費者の負担が著しく増大することのないようにするため、その販売する商品について、必要以上に過大な包装(容器による場合を含む。以下同じ。)を行わないよう努めなければならない。

2 事業者が組織する団体は、過大な包装を防止するため、必要な基準を設定するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(包装商品の販売方法)

第二十二条 事業者は、異種又は同種の商品を、事業者において併せて包装して販売しようとするときは、それぞれの品名、数量及び価格を表示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(商品の容器等の安全性)

第二十三条 事業者は、消費者が再使用するおそれのある商品の容器等については、当該商品の容器等を再使用することにより、危害を受けることのないようにするため商品の容器等の材質、使用上の注意その他の安全確保のために必要な事項を表示する等の配慮をしなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第五節 不当な取引行為の防止

(不当な取引行為の禁止)

第二十四条 事業者は、商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

一 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者に著しく不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

三 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要する行為

四 消費者に対し、契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

五 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

六 消費者の他の事業者からの商品等の購入を条件又は原因として、当該消費者に当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約に伴い、当該他の事業者を含む多数の当事者が関係を有する場合において、消費者に対し、その関係について重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、若しくは当該購入に係る他の事業者の行為が、第一号若しくは第二号の行為に該当することが明白であるにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為又は当該他の事業者に対して生じている事由をもつてする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、不当な手段を用いて、消費者に契約に基づく債務の履行を強要する行為

2 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為を是正するために必要な措置を採るように勧告することができる。

3 知事は、第一項の規則を定めようとするときは、三重県消費生活対策審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(不当な取引行為に関する調査)

第二十五条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、商品等の取引の実態等について必要な調査を行うことができる。

追加〔平成一八年条例二六号〕

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第二十六条 知事は、事業者が第二十四条第一項第一号の行為を行ったか否かを判断する場合において、当該事業者が商品等に関する重要な情報を故意に提供せず、又は

誤信を招く情報を提供したか否かを判断する必要があるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該情報の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は同号の行為を行ったものとみなす。

追加〔平成一八年条例二六号〕

(情報の提供)

第二十七条 知事は、事業者による不当な取引行為により、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称、住所その他必要な情報を県民に提供するものとする。

2 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、当該事業者にあらかじめその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行うものとする。

追加〔平成一八年条例二六号〕

第六節 消費者啓発等

(消費者啓発及び消費者教育の推進)

第二十八条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費者に対し、消費生活に関する必要な知識の普及及び情報の提供等啓発活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する生涯にわたる教育の充実及び学習機会の提供に努めるものとする。

全部改正〔平成一八年条例二六号〕

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十九条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体が行う自主的な活動を促進するために必要な施策を講じ、支援に努めるものとする。

全部改正〔平成一八年条例二六号〕

第三章 生活関連物資の需給及び価格の安定

(需給状況等の調査等)

第三十条 知事は、安定した県民の消費生活を維持するため、消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、生産、流通その他の需給状況及び価格の動向を明らかにする必要があると認めるときは、その状況を調査し、実態を明らかにするように努めるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査の結果に基づき、必要な情報を県民に明らかにするものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(物資の供給等の協力要請)

第三十一条 知事は、生活関連物資の円滑な供給の確保又は価格の安定化を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の供給、供給のあっせんその他の必要な措置を探るように協力を求めることができる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(重要生活関連物資の指定等)

第三十二条 知事は、生活関連物資のうち、日常の消費生活を維持するために特に必要な物資が不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく高騰し、若しくは著しく高騰するおそれがあるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該生活関連物資を重要生活関連物資として指定することができる。

2 知事は、事業者が重要生活関連物資の流通の円滑化及び価格の安定化を著しく害していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を採るように勧告することができる。

3 知事は、第一項に規定する事態がなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

4 知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第四章 消費者被害の救済

(事業者の消費者苦情の処理等)

第三十三条 事業者は、その供給する商品等について、消費者から申出のあった苦情（以下「消費者苦情」という。）に対して誠実に対応し、適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(知事の消費者苦情の処理等)

第三十四条 知事は、消費者から消費者苦情の申出があったときは、速やかにその原因、内容等を調査し、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。この場合において、知事は、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

2 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようとするため、必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、第一項の規定による消費者苦情の処理を行うに当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者に対し、資料の提出の要求、事情の聴取その他必要な調査を行うことができる。

4 知事は、第一項に規定する申出があった消費者苦情のうち、その内容が県民の消費生活に影響を及ぼすと認めるものについて、当該消費者苦情に係る商品等に関する情報を消費者に明らかにするものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(あっせん又は調停)

第三十五条 知事は、前条第一項に規定する申出があった消費者苦情のうち、解決が困難であると認めるものについて、三重県消費者苦情処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(三重県消費者苦情処理委員会)

第三十六条 消費者苦情に関するあっせん、調停等を行うため、三重県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、あっせん又は調停のために必要があると認めるときは、消費者苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、出席又は資料の提出の要求、事情の聴取その他消費者苦情の解決に必要な調査を行うことができる。

3 委員会は、委員九人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

（消費者訴訟の援助）

第三十七条 知事は、消費者が商品等又はその取引によって受けた被害に関して訴訟を提起しようとする場合において、当該訴訟が次に掲げる要件をすべて満たすときは、訴訟を提起しようとする当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

一 委員会のあっせん又は調停においても解決されない消費者苦情であること。

二 同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあること。

三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

四 委員会において援助が適当と認めた消費者苦情であること。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

（貸付金の返還等）

第三十八条 前条の規定による貸付けを受けた者は、訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事が、その必要を認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第五章 三重県消費生活対策審議会

（設置）

第三十九条 県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的施策を調査審議するため、三重県消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

（所掌事務）

第四十条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の事項を調査審議する。

一 県民の消費生活の安定及び向上を図るための基本的施策に関する事項

二 第十三条第七項、第十四条第七項及び第二十四条第三項の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項

三 その他県民の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事項

一部改正〔平成一八年条例二六号・二四年五二号〕

(組織)

第四十一条 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員が互選する。

5 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(会議)

第四十二条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、審議会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第六章 補則

第一節 知事への申出

(知事への申出)

第四十四条 消費者は、事業者等がこの条例の定めを遵守していないため又は県がこの条例に定める措置を探っていないため消費者の権利が不当に侵されているときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置を探るように求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出に理由があると認めるときは、適切な措置を探るものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第二節 調査、公表等

(調査及び指導)

第四十五条 知事は、この条例の適正な運営を図るため、必要な限度において、事業者等に対し、資料の提出を求め、又は事情の聴取をするとともに、必要な指導を行うことができる。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(立入調査等)

第四十六条 知事は、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第六項、第十四条第六項、第二十四条第二項又は第二十五条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、資料の提出を求め、若しくは事情の聴取をし、又はその職員に当該事業者の事務所、営業所、事業所若しくは事業を行う場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第三十二条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、資料の提出を求め、若しくは事情の聴取をし、又はその職員に当該事業者の事務所、営業所、事業所若しくは倉庫その他当該事業者の所有に属する重要生活関連物資を保管していると認められる場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定による立入調査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(公表)

第四十七条 知事は、事業者が正当な理由なく前条第一項及び第二項の規定による資料の提出、事情の聴取若しくは立入調査を拒んだとき、又は第十二条第二項、第十三条第六項、第十四条第六項、第二十四条第二項若しくは第三十二条第二項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨、当該事業者名その他必要な事項を公表することができる。

2 知事は、事業者が正当な理由なく第三十六条第二項の規定による出席若しくは資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の資料を提出したときは、その旨、当該事業者名その他必要な事項を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者にあらかじめその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行うものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

(国、地方公共団体等との協力)

第四十八条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び県外の事業者等に対し、協力を要請することができる。

2 知事は、国及び他の地方公共団体が消費生活の安定と向上を図ることを目的に協力を求めてきたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

第三節 補則

(適用除外)

第四十九条 第二章第一節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第九項に規定する再生医療等製品については、適用しない。

2 第二章から第四章までの規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 医師、歯科医師その他これに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

二 法令に基づいて規制された商品等の価格

一部改正〔平成一八年条例二六号・二六年八八号〕

(規則への委任)

第五十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例二六号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の三重県民の明るい消費生活を推進する条例（以下「旧条例」という。）第二十五条第二項の規定により審議会の委員に任命されている者は、改正後の第三十五条第二項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、平成八年十一月二十日までとする。

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた指定その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第二十六号）

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十四日三重県条例第八十八号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。